

カメルーン国
バチエンガ・レナ間道路整備事業
(有償資金協力)環境レビュー

日時 平成26年11月10日(月) 14:00 ~ 16:56

場所 JICA本部 1階112会議室

(独)国際協力機構

助言委員（敬称省略）

作本 直行 日本貿易振興機構（JETRO）総務部 環境社会配慮審査役
塩田 正純 元 工学院大学 工学部 建築学科 教授
谷本 寿男 元 恵泉女学園大学 人間社会学部 国際社会学科 教授
/ 社会福祉法人 共働学舎 顧問
二宮 浩輔 山梨県立大学 国際政策学部 総合政策学科 准教授
長谷川 弘 広島修道大学 人間環境学部及び経済科学研究科 教授
松下 和夫 京都大学 名誉教授 / 地球環境戦略研究機関（IGES）シニアフェロー

JICA

< 事業主管部 >

増田 淳子 アフリカ部 アフリカ第四課 課長
後 佑実 アフリカ部 アフリカ第四課
宮中 康江 アフリカ部 アフリカ第四課

< 事務局 >

篠田 孝信 審査部 環境社会配慮 審査課
中島 絵理 審査部 環境社会配慮 審査課

午後2時00分開会

篠田 それでは、ワーキンググループを始めさせていただきたいと思います。

本日、カメルーン共和国バチエンガ・レナ道路整備事業環境レビューのワーキンググループになっております。本日、塩田委員が少し遅られるということですので、この段階で始めさせていただきたいと思います。

まず、初めに恒例ですけれども、主査を決めていただければと思っております。塩田委員が新任でもある関係で、できれば今いらっしゃる皆様の中で主査をお願いできればと思いますけれども、回数だけで申し上げますと、作本委員が2回、谷本委員が1回、二宮委員が1.5回、長谷川委員がゼロ回、松下委員が2回という形になっていますが、本案件の確定は12月の全体会合、12月1日の全体会合でできればというふうに考えてございますので、ご都合がつく方がよろしいかなと思いますが、いかがでしょうか。

長谷川委員 回数からいっても、私、長谷川で、残念ながら12月1日は出られそうなので……

篠田 12月、大丈夫そうですか。では長谷川委員をお願いしたいと思います。

本日、オブザーバーの方は特におりませんけれども、発言の際は所属とお名前を述べた上でお願いいたします。

それでは、長谷川先生、よろしく申し上げます。

長谷川主査 それではよろしく申し上げます。

全部で36の質問とコメントが出ておりまして、一応事前に皆さんは回答も含めてごらんになったということで進めさせてもらってよろしいでしょうか。

そうしましたら、一つ一つ当たっていきたいんですが、その前に事務局のほうから何か加えて今の時点でやることは。

篠田 本事業、すみません、審査部から言うのも変なんですけれども、協調融資案件ということになってございまして、EIA、RAPがかなり長い区間で作られていて、そのうちの一部区間を切り取るというか、案件化が進んでいるところについて、今回ファイナンスすると。さらにJICAは協調融資なので、その一部ということで、ちょっと建てつけがわかりづらいなと思ひまして、業務主管部のほうにお願いして、最初は説明ペーパーのものを作らせていただいております。そのような経緯がありましたので、ほかの委員会ではちょっとないようなものもつけさせていただいております。ちょっと十分に理解が至らないですとか、わかりづらいところはあったかなというふうに思いますので、そこはこのワーキンググループの中でご説明をさせていただければと思っております。

長谷川主査 ありがとうございます。

最終的にはどのコメント、あるいは質問を助言案として残すかどうかというのは、後半もやらせてもらいますけれども、とりあえずは各先生方の出されたコメント等に

ついて、重ねて質問等があれば一つ一つやっていただければと思います。

それでは、最初は松下委員の1番目の件ですが、松下委員、いかがでございますか。

松下委員 また確認事項です。今ちょっとご説明がございましたが、確認事項で、これで確認させていただきまして、これで結構です。

長谷川主査 次に、谷本委員の2番目ですが、いかがですか。

谷本委員 これで結構です。残りの部分が、フェーズ1が今回、資金計画のめどが立ったということで、ではフェーズ2のほうは資金計画はまだ立てていないということではないんですか。

増田 フェーズ2については、既に世銀とそれからアフリカ開発銀行の間で融資に向けた検討・協議は進んでいると聞いていますが、まだ具体化しているところまでは至っていないと承知しております。

谷本委員 では、もう一点では、のところで書いていただいていますけれども、経済効果が高いということで、回答いただいていますけれども、少し主査、飛んでよろしいですか。4のところで私は、交通量のところを聞いているんですけども、要するに1,500台とか、それぐらいのオーダーで、これに経済性があるかという、少し私は疑問に感じているんですけども、これは後ほど、では、そのところで説明をしてください。ですから、2番はこれで結構です。わかりました。

長谷川主査 とりあえずよろしいですかね。ほかの委員からはよろしいですか、この1番、2番につきまして。

それでは3番目、松下委員、お願いします。

松下委員 番号がないんですけども、2の一部ですかね。

篠田 2番に、すみません、似たようなことでしたので。

松下委員 関連した確認事項で、これもこれで確認いたしました。結構です。

長谷川主査 続けて谷本委員、先ほどの4番目のも含めて、再度おっしゃっていただきたいんですけども。

谷本委員 3番目は、これはスケジュールを教えてほしいということで、融資の体制はこれでわかるんですけども、工事の状況とか、完成年度とか、その辺のことはいかがでしょうか。

増田 ここの回答に書いてございますとおり、全て貸付承諾前の段階ということになりますので、まだ着工前の段階になります。

谷本委員 工事、これからどういうスケジュールかというのは、今後の予定はいかがでしょうか。現状は貸付承諾、今年度中に行われるということで、わかりましたけれども、いつ完成するのか。

増田 フェーズ1につきましては、全体を協調融資で進めますけれども、今のところ2018年11月に供用開始ということを目標としたスケジュールで検討しております。

谷本委員 全区間ですか。

増田 本事業のフェーズ1の区間は全部そういうことになります。

谷本委員 わかりました。

長谷川主査 4番目はいかがですか。

谷本委員 4番目は、もう少し交通量が多いのかなと予測を、推測をしていたんですけども、2012年で200台のオーダー、少ないところだと、100台にもいかないようですね。これは現状がなかなか難しい状況になっているということで、これはいいんですけども、今、申された、2018年11月に全区間4区間が供用されるとなって、その時点で、1年後か2年後で、200台から700台ぐらい、これは2040年でも今回の対象のところは1,500台ぐらいですね。これは1時間当たりによれば、トラックが多いでしょうから、夜も走るとすれば、1時間に30台ぐらいしか通らないという量で、これで本当に経済性を言うほどの交通量なのかなと。もう少しいくのではないかなと思うんですけども、これは担当課としてはどのようなご判断でしょうか。

増田 EIRR、エコノミックインターナルレート・オブ・リターンがこの当該区間につきましては、21.5%という計画になっておりまして、この4区間のうち、比較的高いEIRRになっております。また改めて審査でも確認することになりますけれども、一定の経済効果が期待できるというふうに認識しております。

谷本委員 経済的なEIRRを出されるというのは、常套手段だと思うんですけども、この交通量で本当に出ますかということはよく検討してください。

長谷川主査 ちなみにビーバイシーは出ているんですか。ビーバイシーのほうも。

篠田 ビーバイシーとおっしゃられるのは。

長谷川主査 費用便益比率ですけども。ベネフィット・コスト・レシオですけども。

増田 それは出ていません。

長谷川主査 それは出していないんですか。当然、EIRRが21.5ですから、ビーバイシーも高くなると思うんですが、ただ、今、谷本委員もおっしゃったように、相当コストが低いとか、これだけの台数で便益を確保するとなると、いろいろなものを入れ込まないと、ここまで来ませんよね。事業をするためにいろいろな方法を入れ込んだとすると、そこはやはり注意しなくてはいけないと思うので、その辺はよろしく願いたいと思います。

増田 確認させていただきます。

作本委員 今の4番なんですけれども、ほかの資料でもちょっと似たようなことなんですけど、今、ここで書かれているのは、マンキンというところとヨコですか、この間ですよ。これは例えば下の表で見ると、ヨコはわかるんですけども、どこからどこまでの区間として見るとわかりやすいのですかね。ちょっとほかの資料でも同じように、この地名は、都市別にデータは出ているんですけども、どうつなげばいいかなと思って。

増田 下のここの4の四角い表の中の分類でいきますと、上から3番目のペリフェリーントゥイからヨコまで、この区間が該当します。

作本委員 ペリフェリー・ヨコ、これが当たると考えて。

増田 ペリフェリーントゥイからヨコ、この中にマンキン、ヨコ間が含まれるということになります。

作本委員 含まれる場合、大半がこれに重なるという形ですね。

増田 はい、そうです。

作本委員 わかりました。それとやっぱり、先ほど谷本さんとか長谷川さんがおっしゃっているように、僕もこの、今日見せてもらって、1日当たり、これは1,000台くらいですよ。そんなに多くないなという感じがするんですね。ですから、やっぱり経済採算性というか、必要性というところでは、確かに道路がなければ大変だというのはわかるんですけども、どうやって積極的な理由をつけられるのかなとちょっと気になる、同じような印象です。特に質問ではありません。

長谷川主査 ありがとうございます。

では先に進んでよろしいでしょうか。

では次の5番目の谷本委員、5、6とございますが。

谷本委員 5番はこれで結構です。交通量がここまでしかいっていないのですから、アスファルトでもいいと思いますが、問題は軸重の重いトラックですよ。ましてや過積載をされていたら、アスファルトというのは一発でやられますから、特に雨季ですよ。穴があいて、それで砂利が入って、水がたまって、そこをこねられたら、1回の雨季で本当にアスファルトですと全滅しますから、このあたりは本当によく注意してください。その関係で6番のところ、長谷川先生も本当に見事に論じておられますけれども、維持・管理体制はよほどこれをやっていただかないと、ましてやフェーズ1、フェーズ2と、500キロを超えるようなものが1年、2年、あるいは3年ぐらいの間にでき上がってくるわけですね。ですから、側溝の、あるいは法面のことも含めて、きちんと本当にやっていただきたいと願っています。そのためにすみません、長谷川先生、もう6番に行ってしまうんですけども、維持・管理、特に私がよく言っているのは、体制を作ってくださいと、あるいは機材を入れてくださいではだめなんですね。一番大事なのは法律です、維持・管理に関する法制度がない限り、予算措置を何ぼされていても、お金は現場には行きませんということです。ですから、私はここであえて法制度ということを書かせていただきました。いろいろな国で維持・管理、私はそちらのほうの専門ではないですけども、現場を見ていまして、聞いていて一番感じたのは法律がないんですね。法制度がないということですから、その部分は本当に注意して、それから、他ドナーを巻き込んで、体制を作ってください。これはきちんとやっていただきたいと思います。そういう面で6番目は、はい。

長谷川主査 ありがとうございます。

6番で私もあるんですけども、これは審査で確認をするということでございますね。私も谷本委員と同じ思いで、せっかく立派なものを最高の技術をかけて作ったんですが、ひどい気候下のもとでは一遍にやられてしまって、お金が続かなくて、どんどんどんどん、せっかく作った道路が台無しになって、いずれはだめになってしまうということがよくあるものですから、ここをしっかりと見てほしいと思います。

では次、7番目、二宮委員、お願いいたします。

二宮委員 7番は作本先生も多分同じ質問をしていただいていると思います。ご回答はこれでわかりました。そもそも複数区間を一緒にやっているということなんですが、ちょっとほかのところの質問とも関連して、やっぱりどうしてもトータルの区間でEIAやRAPをやって、ここで議論するのが特定の区間だけというのが、最初に篠田さんがおっしゃったように、最後までしっくりきませんで、こういう質問になったんですけども、もうこれが、この第3区間の区間に関して、別個にこのプロジェクトに関して、何か調査するというのも全くしないということなんですね。わかりました。それでよければそれでいいということなんでしょうけれども、ちょっと情報の具体性という点でいろいろ資料を見ていて、わかりにくいところがわかったものですから、また個別にそういうところで質問したいと思います。私としては、それで結構です。

作本委員 今、ご説明があったとおり、私も7番の前のほうのページに書かれている内容は理解できます。今おっしゃったような内容、やっぱり私も問題意識として感じています。特に、この今いただいているレビュー方針との関係で、今回のこの案件は、不可分一体の案件であるということをおられますよね。あともう一つは、この案件はJICAさんだけではなくて、アフリカ開発銀行だとか、四つか、フランスを含めてかかっていますよね。そうすると、これだけ一遍にできないものは、やっぱり戦略アセスの対象に考え方としてはならなければいけないのではないかと思うんですね。今、もう既に行われている。私もコメントを作る段階ではわかっていなかったんですけども、勉強させていただく中で、これはどうもSEA案件であるけれども、今、僕がいただいているRAPの報告書だとか、アセスの報告書、これはどちらかという、アセスの立場から、地域を全部くっつけてやってみると、これは戦略アセス的なものと言えるのかなという、自分ではっきりわからない疑問を持ったことがあります。これだけの大プロジェクトであると、それで、大きな計画が三つ、四つあるわけです。将来にもあると。今出されているこの二つの報告書は、やっぱり普通のアセスで、ただ、区間だけを拡大したという、そういう形で見えるので、これでいいのかなというのが一つです。

あともう一つは、今のその裏返しになりますけれども、今回JICAさんが対象とする事業、この区間について、まずEIAあるいはRAP関連の記述がどこに特定されて書かれているのかということがなかなか読み取りづらかったんですね。それが原因で、二つの報告書を見ても、どう交わるかわからなかったのも、私は斜め読みしかしなかつ

たという、ちょっと自分の失礼をお詫びしなければいけない。それが一つと、もう一つ、これは今、二宮さんがおっしゃったこととまさに同じなんですけれども、この区間の調査は独自に別個に、どのように行われるんですかということ、そこだけは、二宮さんと同じ質問になりますけれども、ちょっと確認しておきたいなと思います。

この二つはもうでき上がっているわけですね。RAPとEIAででき上がっている。だけれども、この区間特定の、JICAさんがふだん行われている綿密な調査、緻密な今までやってきているこの経験に基づいた調査、アフリカという難しいところだとは思いますが、今後どのようにされるのかなという、そこだけちょっと聞いておきたいと思います。

篠田 最初にちょっと、全体の話もありますので、私のわかる限りですけれども、若干整理をさせていただきたいというふうに思います。

最初、冒頭で申し上げたとおり、この案件は協調融資案件ということになってございまして、我々、バイドナーでやっている中で、あまりないケースではあるかなというふうに思っています。ただ、今後、こういう協調融資案件、我々も財源が限られていますので、そのような財源の中で、国際機関がお金を出し合って、F/Sをやって、そのF/Sが十分であれば、そのF/Sを活用して、幾つかの区間に分けてファイナンスをしていくというようなものは今後ふえていくのではないかなというふうに思っております。

そういった意味では、過去にケニア、タンザニア送電線という案件もあったんですけれども、その案件についてはAfDBとの、二つの機関の協調融資ということで、比較的わかりやすかったんですが、今回は四つの機関も入っているという形、かつ、EIAが、多分、いろいろな経緯があるんだと思います。カメルーンの国の中の経緯もあって、かなり大きい区間で書かれていて、ファイナンスしている、ファイナンスが決まっているところから審査をしていくと。環境レビューをやっていくというような建てつけになっているということで、ちょっとわかりづらい形になっていたかなというふうに思います。やはり作本委員からもコメントのあったSEA的な考え方、JICAとしては、例えばマスタープランを一回組んで、その後、協力準備調査に行ってEIAという形が理想的という形だとは思いますが、今回については多分、そのような形にはなっていないのではないかなというふうに思います。

他方、逆にSEAのレベルには少し、全体的なレベルではないんですけれども、EIAレベルでプロジェクトレベルでの環境影響を大きい区間ながらもやって、詳細を検討していると、そのような状況になっているかというふうに思います。

ですので、JICAの区間、当該区間について切り出して、このみを協力準備調査をやるとか、JICAとして別でファイナンスをして、アフリカ開発銀行がやった上に、さらに上乗りをして調査をするということは想定していなくて、あくまでもアフリカ開発銀行がやったF/Sというのが比較的質がいいものですから、それを使うという考え方

なのかなというふうに思います。

なので、やはりどこが当該区間だったのかと、それを切り出した形での記載にはなっていないので、なかなかそこはご理解いただくのが難しい部分はあったかなと。我々のほうも、やはりその出し方というのは、気をつけないといけなかったかなというふうに思っております。ぎりぎりで、その頭の紙、1枚日本語で作らせていただいたのを、つけさせていただいておりますが、それはアフリカ開発銀行のほうにかけ合いまして、当該JICA区間だけの情報を、急ぎ、引っこ抜いてもらって、取り集めた情報になっておりまして、我々もそれを作った段階から、さらに審査に向けて作業を進めていますので、そういった情報を今、さらにアップデートしていると、もちろん全部情報はあるんですけれども、全区間で情報がまとまって、丸まっている形になっていきますので、取り出してやっているという形になってございます。

ちょっとわかりづらかったかなというふうには思いますが、一応、我々の見た限りですと、審査に必要な情報というのは、当該区間を切り出しても、集まっているのではないかなというふうに考えてございます。

作本委員 JICAさんが対象とする当該区間について、別途調査する、あるいは不足部分を調査するというのは、財源的に可能なんですか。もし気づいた場合です。というのは、今のこの報告書で、RAPとEIAの報告書だけでは、今回のJICAさんの、私も全部丁寧には読んでいないんで申しわけないですけれども、あまりにこれだけ、この区間の道路を作るには、やはり特にアフリカですから、動物がどうなるかとなってくると、いましてと断定するにはまだちょっと怖いところ、わからないところが残されているのではないかなと思うんですけれども、そのあたりを協議して、これから進められるということは書いておられるんですけれども、JICAさんの、やっぱり今までの環境社会配慮のレベルはかなり、レベルの高いものだと思っていますので、アフリカ銀行のほうも高いでしょうけれども、そのあたりのギャップが出てしまったような場合は、ぜひとも補足できるような調査を、JICAさん側にむしろお願いしたいというような気がしてしょうがないです。以上です。ちょっと印象めいていてすみません。

後 今の篠田の説明で1点補足させていただきます。まずアフリカ開発銀行との協調融資のスキームについて、ちょっと1点補足させていただきたいんですけれども、アフリカ開発銀行の協調融資には、今、2種類ありまして、パラレル型と言うものと、それからジョイント型というものがあります。このパラレル型、ジョイント型を合わせて、2016年12月までに2,000億円の円借款を供与するということが、安倍首相が、今年アフリカに訪問された際の公約として決定しております。その中の、本案件は、後者のジョイントという形式をとって、協調融資をこの2,000億円の枠の中でやることになっています。

では、このジョイントというのはどういうことかと言いますと、パラレルというのは、まさに一般の円借款の案件と同じように、アフリカ開発銀行のF/Sが前提にはあり

ますが、再度JICAで、例えば協力準備調査をかけたとか、JICAのプロジェクトとして、一緒にドナーを並列させていくと、まさにその名のとおり平行でやることになっております。一方、ジョイントというものは、例えばJICAの事務所がなかったりとか、今までの、例えばアジアとかですと、これまで円借款の実績もあつたりとか、事務所もしっかり見ることができるとかというような、スキームがもうかなり成り立っていると。一方で、アフリカ諸国はまだこれからJICAも出していく国といったところもありますので、そういったところは前から支援されているアフリカ開発銀行のノウハウを使って、あそこにあくまで乗る形でJICAが融資をするというようなスキームが、そのジョイントということになっております。

これは日本政府ともう何度も協議を重ねて、ジョイントと平行を合わせて2,000億円なんですけれども、特にこのカメルーンなどの国については、ジョイントでどんどん実績を作っていくって、それから先方のこのキャパシティ・ビルディングができてくると、これからは平行であつたりとか、さらにその先には円借款、JICA単独の円借款、STEPであつたりとか、そういったものを中長期的にやっていく、そのためのまず一歩として、このジョイント案件でやるというのが、アフリカ開発銀行との協調融資の背景となっています。そういった意味で、この案件は平行ではないため、補足的なJICAの協力準備調査というものを打つ、そういったスキームの整理には今のところなっておりません。一方で、先ほど篠田が申し上げたとおり、JICAの融資区間については、JICAの審査として、環境レビューはもちろんかけていきますし、技術面のほうも、技術のエンジニアを連れて審査に向かいたいと、準備しようと思っています。その過程で、まさに先生にご指摘いただいた乖離、今のディテールデザイン、それからレビューとの乖離については、その参画するドナーで一度コミッティのような場を作って、仮にそのレビュー結果が平均を下回るような場合は、そういったところで補足的にコメントを追加していくというような体制で審査を組むことになっております。

作本委員 ある意味ではJICAさん、これから蓄積していくって、国際機関と対等にやり合っていくための、ある意味ではステップを一つずつ高めているところですね。

後 ジョイントという協調融資はそういうものになります。

作本委員 ベースはほかにあって、JICAはくっついて、参加させていただくという。

後 それで、JICA自身のキャパシティ・ビルディングもそうですけれども、先方施設のキャパシティ・ビルディングを通じて、中長期的には、先ほど申し上げたような平行、その後は単独の借款というような戦略で目指しております。

作本委員 わかりました。ありがとうございます。

それでは、すみません、私のほうの質問で、あと18番ですか。

長谷川主査 ちょっと7番でとめてもらえますか。7番、ほかの委員の方、何かございますか。先ほど作本委員からSEAという言葉があつたんですけれども、私はJICAが

担当するところを、切り出しにくいというふうにおっしゃっていましたよね。今回、いろいろと調整して切り出したということ、私は逆に、今回この長い区間について、バチエンガからガウンデレ間について、EIAと、それからLARAPをやっているわけで、ひょっとすると今回、SEA的に逆にやられたのかなと思うんですね、逆に。だから、細かいところはなかなかやっていなくて、ですから、SEA的な目から、この長い区間ですから、やられると、それが目の前にあって、ではJICAがこの細かいところだけをやろうとしたときに、SEA的なレベルでしかやっていないものですから、細かいEIA的なところがちょっと見えてこないのかなと。それが先ほど作本委員も言ったように、もう少し何かできないかというのが、そこに結びつくかなと。やっぱり逆にSEA的な目からやってしまっているんで、EIAというところに行っていないのかなと、逆にそういうふうに見たんですけれども。

篠田 すみません、ちょっとそこは正直我々、審査部のほうなんですけれども、アフリカ開発銀行とまだそんなに直接的にこの件について、背景についてもやりとりしているわけではないんですけれども、彼らがどういう形で案件形成するときに、どういうステップを踏むのかというのは、正直、細かいところは確認していないんですね。基本的には世界銀行と同じセーフガードポリシーを有しているということなので、かなり大きいスケール間で、もし考えていたら、そういうふうにはSEAという考え方で入っているかもしれないかと思ったんですけれども、一応、我々がもらった資料というのはEIA、しかもフランス語版をまずいただきまして、そこを翻訳して、急ぎ、提出した経緯もあって、そういったそのEIAまでしょい込んだ、その背景というのは、すみません、まだ十分に我々のほうも把握していないところがあります。ちょっとそこについては、ほかのドナーが集まったときにしっかりと確認する必要があるかと思いません。

長谷川主査 相場観ですけれども、600キロ近い道路についてEIAをやりましたと言える、EIAという言葉になっていますけれども、やっぱりかなり浅く広くやったという、どちらかという、SEA的な話、SEAは何ぞやとありますけれども、観点がずれているところはあるかもしれませんが、どちらかという、SEA的に浅く広くやったのかなという印象のほうが強くて。では、今回のJICAの担当する細かいところは、そこまでちゃんとやっていますかという疑問のほうがちょっと強いんですね、逆に。

篠田 わかりました。通常、これは先の話なので、ちょっとご参考までに聞いていただければと思うんですけれども、環境レビュー、特に審査、アプレーザル段階で我々が行きますと、環境管理計画なり、環境モニタリング計画、これをかなり細かく先方政府とやりとりしまして、それで一つずつ、どんな人員で、どういうコストがかかって、誰がやるんだみたいなのを、相当一つずつ、1項目ずつ、全部やる、協議をするんですね。そういったところで、EIAの中で書かれている緩和策なんかは、かなり担保していると、審査段階ではあるんですけれども、そのように理解しております。で

すので、今回についても同じように、若干ESMPですか、環境管理計画なんかが若干あいまいな部分もあるかと思うんですが、そこは精緻化させていって、先方と合意する、かつ、アフリカ開発銀行と合意すると、こういったものが必ず必要になってくると思いますし、そういった方針をとるといふふうに理解しております。ありがとうございます。

長谷川主査 とりあえず、ちょっと進めてよろしいですか。

8番目、また作本委員ですけれども。

作本委員 8番目も今と大体同じようなことで理解いたしました。

長谷川主査 9番目、いかがでございますか。

作本委員 9番目、移転対象となるこの世帯数とか人数なんですけれども、回答では、努力した結果、77まで減らしましたと書いてあるんですけれども、一つには、さっきちょっと質問してしまったんですけれども、どこからどこまでの区間なのか、地名を一生懸命見たんですけれども、よくわからなかった。もう一つのRAPのほうで、午前中見てきたら、都市周辺の移転対象の世帯数は出てくるんですけれども、今回の区間での、何人移転なのかという、そこはちょっと出てこなかったんですね。ですから、ただ、JICAさんが今回説明されているので、そのあたりの記述があればいいかなという。あと77に減らされたというか、努力されたという、そのこの努力のご方法を少し示していただければという、そういう感じがしました。9番はそういうことで、この説明でいいです。

増田 このこの人数につきましてですけれども、先ほどご説明にありましており、このEIAは包含的にやっていることもございまして、実際、調査に当たったコンサルタントに直接確認をしまして、この区間の人数が幾らだったかということを持った上で、この616人、77世帯ということが出てきていますので、マンキン・ヨコ間の対象の人数というふうにご理解いただいて結構かと思えます。

基本的に全体の思想として、できるだけ住民移転を最小化するという、全体の指針というか、基本的な方針のもとでやった結果の数だというふうにご認識いただければ結構かと思えます。

作本委員 このRAPの中に詳細な道路沿いの地図が載ってまして、ここで何軒、何軒というところまで詳しくデータとしては載ってましたので。

増田 その調査に当たったコンサルタントから直接確認をしたということでございます。

作本委員 わかりました。ありがとうございます。

長谷川主査 ここまで、全体、それから代替案の検討まで進みましたが、ほかによろしいですか。

そうしましたら、次、環境配慮のほうに、汚染対策、自然環境等で、塩田委員が四つほどございますが、いかがでございますか。

塩田委員 ちょっと基本的な用語ですけれども、いろいろな用語が錯綜していて、同じ意味なのかどうかというのがよくわかりませんので、基本的なことを質問しているのですが、例えばJICAのこのような報告、各国の報告書がありますね。それぞれ同じようなことを言っているにもかかわらず、用語が統一されていないということであれば、JICAに環境専門用語みたいなものをちょっと作ってもらって、各委員の方に配っていただくと、こういう質問が出ないというふうに思うのですが。それと、natureが「環境の性質」を意味しているという、何となくそのような感じはしていたのですが、そのときに、評価の際に、この回答では、予測される影響が「正の影響」であればpositiveと、これはわかります。そのことを聞いているわけではなくて、内容がどう理由でプラスになっているとか、マイナスになっているかを、このnatureによって判断しているのかどうか、ちょっとこの報告書を見ていてよくわからなかったのです。当然、プラスマイナスというのが各表のところに、表現されているので、そうだろうなと思いながら、ずっと訳していくと、どうしてこうなるんだろうというようなのがあたりして、その内容については、ここではそういうことを言っているわけではないですよということを言っているわけですか、回答としては。

増田 補足の説明をさせていただきます。今回、非常に読みづらかったところはおありかと思うんですけれども、もともとがESIAの報告書はフランス語でできていますので、そこから仏、英で翻訳をしておりますので、非常にフランス語の語感に引っ張られているというところがあるかと思えます。ご指摘がありましたとおり、できるだけ今後、JICAで、あるいは一般的に日本で理解されている言葉に近いような翻訳に近づけるように心がけたいと思えますけれども、背景としては、そういう要素がございますので、ご説明させていただきます。

篠田 あと塩田委員からコメントをいただきましたけれども、やはり用語の統一だとかというのは、助言委員会でもよくご指摘いただいているところだというふうに思います。JICAで使っている用語は基本的に、できるだけ環境省ですとか、日本で広く使われているところを捉えるようにしておりますので、用語リストみたいなものは正直、残念ながら今のところはないんですけれども、そういったものを中心に、各法律ですとか、そういったものを参考にさせていただいております。

他方、今回については、EIA自体が、先方が作ったと、アフリカ開発銀行の支援のもと、カメルーン政府が作って、カメルーン政府が承認したという形になっていて、JICAのほうでこういう形で作ったらいいのではないですかという、そういう形式にのっとっていないというのが正直あります。内容は網羅されているものの、やはりちょっと形式にのっとっていないということで、わかりづらかったところはあるかというふうに思います。JICAの協力準備調査においては、なるべくその形式に沿うような形にしておりますので、なるべくそういう用語で混乱することのないようにというふうにしておりますが、ちょっと協調融資案件ということなので、そこをご理解いただく

必要があるかと思うんですけども、JICAとしても、その部分については混乱がないようにということは、今後もこういったアフリカへの協調融資は続くかと思えますので、そこは一言、先方のほう、特に国際機関とも話はしておこうかなというふうに思っています。

長谷川主査 アフ銀の中心公用語はフランス語ですか。

篠田 フランス語です。やはり、私もほかの国で経験があるんですけども、フランス語ですとか、ロシア語ですとか、そこを翻訳すると変な言葉になるんですね。我々のほうもよくわからなくて聞くと、実は一般的な言葉だったと、よくある話で、なかなかちょっとそこは、統一というのは難しいんですけども、特に専門用語にかかわる部分については、誤解のないようにという形で進めさせていただいているのが実態かなというふうに思っております。今回はフランス語ですので、どこまでできるかということはあるんですけども、その部分については、問題は認識して、環境レビューに臨みたいというふうに思います。

作本委員 元の宗主国がフランスなんですね、ごめんなさい、初歩的な疑問ですみません。

増田 何回か変わっているんですけども、主にはフランス語圏、若干英語をしゃべる地方の人たちもいるんですけども、基本的にはフランス語が一番大きな公用語として通用している国です。

作本委員 フランスの元植民地に置かれていたところなんですね。

増田 そうです。元の植民地です。

塩田委員 この報告書の中にフランス語が結構混ざっているなという。

増田 やっぱりどうしても、その辺の混乱があろうかと思えます。

長谷川主査 松下委員、何か言いたそうだったんですけども。

松下委員 アフリカ開銀の本部は今どこにあるのかな。

増田 今はコートジボアールのアビジャンに戻りました。一時、コートジボアールの情勢が不安定だったので、チュニジアにいたんですけども、今年の7月にアビジャンに戻りました。いずれもフランス語圏です。

松下委員 アフリカのパリと言われてもいますもんね。

長谷川主査 塩田委員、ほかにも11番から13番、ありますが、こちらはよろしいですか。

塩田委員 11番は、同じだということで、これはこれで結構です。

それで、12番ですが、いつも気になっています。これはJICAのガイドラインを見ると、必ず総論として一緒になっているので、このようなことになっていると思いますが、例えば、振動について、なくても、こうこうこういう理由で影響がありませんよというようなことが入っていれば、タイトルとしてはこのままでいいのかなと。ただ、記述していないと何か抜けているのかなという余計な心配をしてしまうので。

増田 12番について、補足のご説明をさせていただきます。ご指摘をいただいた上で、もう一回詳細に確認し直しまして、英文のEIAの119ページのところにあるんですけども、振動についても若干記載がございました。工事作業に伴う振動というのが記載されておりまして、その緩和策の幾つかの提案として、例えば作業用車両の速度制限であるとか、あるいは施工用車両の定期的なエンジン点検であるとか、あるいは民家の近隣の整地では、その振動の大きい重機を使わないで、作業を行う等の緩和策というのが、英文のEIAの234ページのところに若干書いてございました。ただ、いずれにしても、審査で改めまして確認させていただきたいと思います。

塩田委員 13番いいでしょうか。13番には、この内容を評価する五つの、いわゆるクライテリアがあって、それで、各環境項目について、評価をしながら、この評価の内容が高いとか、中ぐらいとか、低いとか、いろいろ実は書かれていますが、そのずっと後ろのほうに、コストについて、いろいろ示されています。その高いところについては、コストはこのぐらい考えないといかんじゃないですかというのは理解できませんが、中ぐらいとか、低いものについて、どうしてそのようなコストについても高いものと同じようなやり方をしているのかが、というのは、逆に言うと、高いとか、低いとか、中ぐらいというのは、コストに関係ないのではないかと思ってしまう。わざわざ評価しておいて、その基本的な考え方がよくわからなかったので、質問をさせていただいた。

実はこのところは、168ページから196ページにかけてかなり詳しく表現されておりますが。

篠田 すみません、コメントありがとうございます。ちょっと審査部からのお答えなので、一般的になってしまうかもしれないんですけども、通常、緩和策を検討していて、我々のほうでもコストはなるべく出してくださいという形をしています。というのは、その緩和策で、現段階でL/Aを結ぶ段階で、考えられる緩和策というものが想定される場合は、それはコストの裏打ちがないと実施されないかもしれないということがありますので、ある意味、頻度なりプライオリティが下がったとしても、コストは出してくださいというふうな言い方にしております。もし、それがプライオリティがあまりに低くて、やる必要がないようなものはもちろん落としているんですけども、基本的に緩和策として入れているものについては、コストをある程度出してくださいという形にしている。それはなぜかということ、全体の事業費に関係してくるんですね。緩和策のほとんどの部分は先方政府が実施する部分なので、JICAのローンの部分ではないんですけども、JICAのローンの部分ではない部分も含めて、総事業費という形で算出をする必要があるんで、それが影響する場合がたまにありますので、コストは出してくださいという形に、JICAでは通常に言ってございます。今回、EIAがちょっとJICAではないので、同じようなロジックかわからないんですけども、やはりそこは緩和策を精緻に立てているということと、それをしっかり実施できるとい

う裏打ち、かつ、精緻にやっているの、コストもどのぐらいかかるのかということも、先方を説得させるためというのも多分あるんだと思いますが、そういった背景はあるんだと思うんですが、そういった意味でコストが入っているのではないかなというふうに思います。ここは正直ちょっと、作った人に聞いてみないとわからない部分もありますので、確認が必要かなというふうに思っております。何か補足があれば。

塩田委員 基本的には、評価の内容とコストのことは一応独立して考えていいということですね。

篠田 そうですね。それはもちろんそのとおりだと思います。

塩田委員 わかりました。

長谷川主査 ほかの基準は必要性ですよ、いわゆる。コストはその裏打ちということですよ。わかりました。

ではよろしいですか、続けて14番、谷本委員、それからその後15番、16番までですかね。

谷本委員 14と15は先ほどの作本委員の指摘、主査のさらに補強でわかりました。今までの個別に補完調査をやったり、いろいろなことをやっていけば、具体的なことが示されるんですけども、今回、EIA、回答いただいている258から262に記載されていますというのが、あの膨大な量の二つの資料を読んで、私もメモを取らなかったというか、読み飛ばしたのかもしれないというか、記憶になかったんですけども、この14と15は、やはりもう少し具体的に出てくるのかなと思っていたら、いただいた回答、今朝も読んでいたんですけども、やはりこれしか書きようがないんでしょうねということはもう非常に広い範囲でまさにやられているということですから、これに対して、私はそうなんですねとしか言いようがないので、これはこれで納得をしました。それで、ちょっとこの際ですので、ちょっと主査、少し時間をください。

これは工事を、これからローンアグリメントを結ばれますよね。それで、コンサルタントチームは別途ドナーのところでファイナンスされますよね。土木工事だけですよ。でも、この今回、JICAが対象とする土木工事は、当然、請負ですよ。コントラクターに出しますよね。直営ではないですよ。ということは、入札書類の中の、例えば設計図面なんか、いつ作られますか。でないと、発注できないですよ。やり方によっては、大ざっぱなというか、この期間でこうですよということで、土木の請負業者に決まった時点で、設計図面を出してこいと、それをコンサルタントがチェックして、オーケーになれば、それでゴーサインを出すというやり方も当然あり得るわけですけども、基本的に今のやり方だと、図面を作って、橋梁なら橋梁、道路なら道路、坂の部分、法面、ダッチ、いろいろなところを作って、それで積算をしてもらって、オーケーを出して、それで工事を始める。では、設計のそういう図面は誰がいつ作るか、これを教えてください。

後 一応、詳細設計（ディテールデザイン）はもう既に作られています。これを、

コンサルティングサービスは、おっしゃったとおりJICAのほうではやらないんですけれども、そこでレビューすることになっています。

谷本委員 それが二百何キロ全部できているんですか。

後 はい。その全ての、本事業区間全てにおいて、もうディテールデザインができ上がっていて、これをコンサルティングサービスでレビューして、JICAはJICAのパッケージのところの調達について、ディスバースをするというような形になります。調達の入札と選定についても、先ほどパラレルとジョイントの話をさせていただきましたが、ジョイントについては、全てこれはアフリカ開発銀行に委託をされていて、JICAは調達のプロセスも全く入らないことになっています。入札とその作成もそうですけれども。

ディスバースについては、この区間についてはディスバースのみJICAで行うと。そういうスキームになっております。

谷本委員 そうするとその詳細設計の段階で、いろいろなことがここに書かれている、例えばNegative Impact、8件ありますけれども、これのかなり詳しい情報はそこには、そこから読み取れるわけですね。

後 ディテールデザインからですよ。

谷本委員 はい。

後 これはディテールデザインから持ってきていますよね、実際の線形とか……

谷本委員 いやいや、エンジニアのプロの方であれば、その辺は読み取れるはずで、線形であれば。それなら結構です、ここは。15番は理解できます。わかりました。

長谷川主査 もしも今のこの環境配慮のさまざまなここまでの調査が、やはり広く浅くというレベルであるとする、そこから出てきた環境対策、これはやっぱり粗々なんですよ。今、詳細設計、基本設計がその前にあるでしょうけれども、その段階で、より詳しい環境対策を詰めようとする、これは受注するコンサル側のセンスとか力量なんですね。そういうところに頼らなくていいようにしっかりと配慮したEIAをやりたいということは、我々の一番言いたいところなんですけれども、そこを飛ばして、コンサルだけの力量に任せますということが、どこまで納得できるのかなというのがちょっとあって、多分、谷本委員のおっしゃりたいのもそこかなと思うんですけれども。

谷本委員 JICAさんも苦労すると思うんですよ。何か問題が起こってきたときに、恐らくこの場合だと、業者さんのコントラクターのほうから、この区間で何立米動かしました、どうのこうのというのは上がってきて、それを恐らくAfDBがチェックをして、JICAさんに支払ってくださいということで出していくと思うんですね。その過程で、当然ながら工事をやっている過程でいろいろな問題が起こってきたというときに、JICAは本当に、情報も何もなくて、何か文句を言われたときにどう対応するのかなというのが物すごく危惧をします。そういう意味で。ですから、コンサルタントの方に

どれだけ負担が行くか、それから、どういうふうにJICAとして信頼を置くかというのはありますけれども、よほどのチェックの体制を持っておかないと、大変なことというか、JICAは苦しむと思いますよ。通常の場合と全く違うやり方だということですから。それはわかりました。そういう面で、15番までわかりました。

ですから16番です。これもそのうちの一つなんですね。今回、私が挙げたのは。たまたまこういう記述があって、何か所かにEIAの中に、こういうことがありました。ですから、こういうふうな、便利になれば、道路ができて便利になれば、それはもう、木も採りにいくでしょうし、生物も、bush meatなんか、テレビでも本当に放映されていますように、なるほどなというのは、我々も遠くから理解できるわけですから、こういうふうな問題もきちんと対応するようにしてください。これが16番です。

以上です。

長谷川主査 ほかの委員からはここまでよろしいでしょうか。

篠田 今いただいたところは、確かに実施体制の部分、特に実施管理のところ、どうやってこういう協調融資の場合、管理をしていくのかというのは、確かに一つ課題としてございます。アフリカ開発銀行のほうの体制というのは、これから確認しないといけないと思うんですけれども、多分、世界銀行と同じような体制になっていまして、セーフガードスペシャリスト、特に環境と社会がそれぞれ分かれて、世界中で活躍している人がいるというような体制で、多分、四半期に1回ごとぐらいに現場に入ると。そういうような体制になっているかと思えます。

JICAの場合は、若干そこが違っていて、セーフガードスペシャリストと呼べるかわからないですが、審査部が基本的に本部のほうにおると。そこは、実際のその確認は、我々は在外事務所が多いものですから、在外事務所を通じて行くと。特に実施管理について、現場でどういうことを行っているかというのは、在外事務所を通じて情報を上げてもらうと、そういうような体制になってございます。その部分、どういう形で進めていくのかというのは、今回、実は先ほど本部がコートジボアールという話がありましたが、コートジボアールに行くと、実施中の体制なんかも合意をしていくことになってございますので、そこは十分漏れがないようにという形で進めるつもりでございます。

すみません、ちょっと補足ですが。

長谷川主査 ありがとうございます。

それでは、先に進んでよろしいですか。

17、18は松下委員ですが、よろしく願いいたします。

松下委員 17はBuffer Zonesということであればよく理解できます。

それから、18については、ゾウとかチンパンジーは国立公園内には生息が確認されているけれども、移動回廊がないので、対象地域にはやってこない。そういう趣旨ですね。わかりました。

長谷川主査 よろしいでしょうか。

19番、20番は私です。19番はわかりました。

それから、20番なんですけど、この私の趣旨は、いわゆる国立公園とか保護区が設置されておって、そこから大分距離もあったり、生態系上、それほどつながりがないから、大丈夫かなという判断なんですけれども、そもそも、設置された国立公園、それから、保護区がしっかりと選ばれているかどうかというところなんですよね。裏打ちとしては、世銀のセーフガードポリシーとかいろいろあるんでしょうけれども、そのカメルーンという国自体がそういったポリシーに基づきながら、本当に注意すべき場所を国立公園に、Buffer Zonesも含めながらちゃんとやっていて、だから大丈夫だというふうに言えるのかどうかというところを、ちょっとお聞きしたかったんですけれども、これはそもそも論で、非常にこんなことを聞くのは心苦しいんですけれども。

篠田 まず審査部的な回答からいきますと、各国で国立公園の設定、保護区の設定というのがなされていて、そういった情報が上がってくると、とりあえずそれを特に疑うことは我々は基本的にはしていないと。バイドナーでもありますので、おたくの設定の仕方はおかしいのではないかとか、そういったことはあまり、内政干渉でするので、していないというのは実態としてあります。ただし、この国立公園がどういう背景で設定されたのかとか、いつ設定されて、何に基づいているのかというのは、ヒアリングなんかで確認させていただいているというところでございます。

すみません、私もちょっと個人的にカメルーンという国はあまり詳しくないものですから、そこは何か補足があればと思いますが。

基本的に業務主管部からいただいている情報ですと、そういった環境管理ガバナンスですとか、そういったところに対しても、ドナーが今後、本案件をやるに当たってもですけれども、いろいろな支援を続けるということで、支援するということは十分ではないということなのもかもしれないんですけれども、そこは注視していくという形になっているというふうに理解をしております。

長谷川主査 環境ガバナンス、松下先生の専門分野なので、あれなのですが。

松下委員 実際、確かに長谷川委員が指摘されたように、国立公園という制度があっても、事実上、ペーパーパークでほとんど機能していないとか、あるいは管理が行き届いていないとか、あるいは国際的に国立公園として保護すべきことが推奨されていても、国立公園に指定されていない、そういう事情はよくあります。そのあたりのところまで、JICAのほうで確認されるのか、なかなか難しいところなんですけど、できる限りやっていただきたいと思います。

長谷川主査 では次、よろしいですか、行って。

次は二宮先生が二つほど続きます。お願いします。

二宮委員 21と22も同じことの繰り返しですけれども、私の聞き方もちょっと歯に物が挟まったような聞き方をしてしまったのですが、どのように評価しているかとい

うのは、この174、175のところ、ワイルドライフやポーチングについての言及はあるのですが、先ほど来の議論があるように、非常に大ざっぱなというか、荒いつかみで評価をしてあるので、通常、例えばワイルドライフのところだったら、そこに生息しているであろう、個別の動物種の名前がずっと出てくる。それが例えば、IUCNの中でどういう位置づけのものなのかとか、それから、生息数がどう確認されているとか、アフリカの場合は、そのベースデータが非常に古かったりするので、それを80年代に調査をした、例えばそれしかないんですかとか、そうであれば今回でもう少しきちっと調査できませんかとか、そういう議論になるんですが、そういう点で、どのような評価が例えば、ここのページに書かれていることのベースになる議論がどこにあるのでしょうかというような聞き方だったんですけども、今までのこの経緯を見てくると、恐らくそれはないのですねということなんですけれども、この21、22というのは。

宮中 EIAのレポートの95ページのほうに、カメルーンで保護すべき動物種の一覧表がありまして、95ページになります。こちらの動物種につきましては、カメルーン政府が定める環境に関する保護法の中で制定されている動物種が抜き出されております。

二宮委員 その数字は、あまり出てこないんですけども、生息数みたいなものは確認というのはされていないんですか。

宮中 生息数につきましては、今回の事業が始まる前に、改めまして、その対象地域のインベントリ調査を行う予定になっております。

二宮委員 EIAではなくて、その後にする。

宮中 後に、再度確認をするということです。

二宮委員 そのときには、どういう動物種を対象にするとかということは、どこで判断するんですか。その動植物といっても、ものすごく幅広く存在していると思うので。

宮中 EIAレポートに出ておりますリストをもとに、事業対象区間においてどのような動物が存在しているかというのを、その事業実施の際に、改めまして、インベントリ調査を行います。

二宮委員 どのようなものが存在しているか、全部洗ってみるということ。

宮中 そうです。

二宮委員 すみません、これも何かちょっと順番の問題なんですけれども、EIAではそれはやらないで、EIAの後に、この第3区間についてやると。全部の区間。

宮中 バチエンガからレナまでの、本事業区間全部においてやる。全区間においてやります。

二宮委員 EIAでやらないというのは、後からやるというのは何か理由があるんですか。EIAって、そのためにやるのかなと理解していたんですけども。

篠田 すみません、ちょっと私も、今聞いている限りの情報ですけれども、やはり生態系の調査みたいなのは、どうも行われているようなんですね。ただ、ちょっとその情報はあまり来ていなさそうなので、そこはよく確認をする必要があると。かつ、事業が始まる前までには確実にそこを、インベントリ調査をすると。かなり詳細な形でするので、そこは少しどういう形でやるのか、TORなんかも含めて確認をしていくという形で、我々のほうもインパクトがないというところは確認をしていかないといけない部分かなというふうに思います。

二宮委員 でも、それは調査の結果が出て、少なくともこのJICAの環境社会配慮のプロセスの中では、助言対象にはならないんですね。

篠田 そうです。そこにはならないと思います。

二宮委員 そうすると、これは環境レビューなので、測定が行われることも含んで、そういったことの結果を受けて、どういうふうに環境レビューに織り込むかということも含めて、ここで助言しないといけないと思います。

宮中 JICAが融資対象としております区間におきましては、動物の移行帯も存在しませんし、希少種自体もないというふうに調査の中で、いないというふうに言われております。ですけれども、本事業全体を実施するに当たりまして、改めてJICAの区間においても調査する予定になっております。

篠田 です、幾つか多分懸念が、今、議論を聞いて、あるかと思いますが、その部分については、環境レビューの助言ということで、もしあれば入れていただくという形をとっていただければというふうに思います。

長谷川主査 今出てきたインベントリ調査というのは、誰がいつやることになっているんですか。

宮中 施工業者のほうでスペシャリストを雇用しまして、やることになっています。

長谷川主査 ではD/Dの段階で環境配慮調査ということでやるということですか。

ちなみに環境レビューという名のステージで、相手国へ行って、いろいろな確認をしますよね。それで、むやみに環境調査をやるということではなく、やはりこういったところをもう少しやらないと危ないよということが見えたときには、その部分だけでも補足のEIA調査をやってくださいというようなことの申し入れはするんですか。

篠田 すみません、一般的な答えですけれども、前の私のケースなんかではやったことがあります。ただ、多分幾つかのプライオリティづけというか、優先度づけをさせていただいて、やはりこの大穴があいていて、そこに関する情報がないという場合には、審査までにやってくださいというケースが多くあるかと思いますが。

長谷川主査 審査までに。

篠田 はい。それはかなり厳しい状況です。やはりそこまでではないものの、しっかり押さえておいてくださいという場合には、例えば貸付承諾するまでにやってくださいとか、その後のD/D段階までには必ずやってくださいとか、早く早期にやってく

ださいとか、幾つかステージに分けてお願いするケースはないわけではないです。ただ、そこは正直、やってくださいというと、財源の話がすぐにやっぱり先方から出てくるので、その調査の妥当性とコスト、それを誰が、どっちが持てるのかというのも含めて調整をするという形になろうかと思えます。

長谷川主査 では我々、助言委員会が助言として出すのは、そういった申し入れの助言をしますけれども、それが実際、どうやられたかという確認は、我々はできないんですよ、実は。さっき二宮委員がおっしゃっていた。

篠田 そうですね。詳細な、例えばこの助言に対してはどのような答えになったかというところは、そこまでは多分報告はしていません。

ただ、基本的に助言をいただいたものを、ファイナルレポートに反映することとか、そういったもの以外については、全部我々、先方機関に申し入れて、基本的に合意をしてもらっているんですね。そこで何か大きな反対意見とか、やりたくないとか、そういったことは今まで基本的にはなくて、ありはしたんだけど、やはり協議の中で何とかそれは納得いただいているというのが今までの現状かなというふうに思いません。

長谷川主査 二宮委員、この二つについては重ねてよろしいですか。

二宮委員 結構です。

長谷川主査 では、次に23番の作本委員、お願いします。

作本委員 やはり自然保護について、ちょっとこの件、生態系に直接的な影響は今回及ぼすことはこの区間からないということが書かれているんですけども、やはり保護区などがありますし、先ほど長谷川委員がおっしゃられたように、多くの認定の方法も問題があるかもしれません。そういったことで、自然保護について、できるだけ広域的な見地から、保護側に回って見ていただきたいという願望にも似ていますけれども、そういうようなことです。いただいているコメントは、これで回答は納得しております。

長谷川主査 ありがとうございます。

この後、社会配慮のほうに移りますが、ここまでよろしいですか、進めさせてもらって。

それでは、谷本委員、24番から25番。

谷本委員 24番はわかりました。それで、25番ですけども、ちょっと私、納得というか、教えてください。

まずカメルーンの土地制度というのは、これは民有は認められているんですね、私有は、大丈夫ですね。では、ちょっと計算をしてくださいというか、Right of Wayが30メートル、ずっととられますよね。これは途中で狭まることはないですよ。とっていきますね。それで、今の現有の道路、恐らく写真を見せていただいた感じでは、5メートル、もうちょっとあるかな、7メートル、もうちょっと、往復とっていますから

ね。10メートルとしましょう。そうすると、Right of Wayをこれから確保しなければいけないのが20メートルありますよね。20メートルで80何キ口ですよね。これを全部確保しなければいけないわけでしょう。もう既に確保してあるところがあるんですか。そこなんですよね、私、理解できないのは。単純に20メートル、これから用地幅を拡張しますよというので、80何キ口ですよと、計算すれば、160ヘクタールぐらいは用地が必要なんですよね。ところが、今回の今日の回答では、さらに27.2ヘクタールの農地の取得が伴いますと書かれていますけれども、まだ、あと百何十ヘクタール、これは誰の土地なんです。民有地ではないんですか。公有地ですか。ならいいんですよ。移管してもらったらいいいわけですから。例えば森林省が持っていますと。だったら道路省なりに移管をしてもらえば、これは法的な手続で移管をしてもらえばいいんですよ。民有地であれば、これを取得しなければいけないでしょう。130ヘクタールぐらいが、何か宙に浮いてしまうのではないかなと思って、非常に厳しい、小学生の算術の話をしていただきましたけれども、これは本当によく確認をしてください。

宮中 残りのヘクタールに関しましては、民有地ではなくて、国有地もしくは公用地となっております。

谷本委員 確認されていますか。

宮中 はい。

谷本委員 なら、それで移管手続ですよ。はい。これはきちんと公有地ですから問題ありませんということでは済ませないで、きちんと相手側に伝えて、工事の進捗にあわせて、それまでにきちんと移管手続をやっていかないと、止まりますよ。これはお願いします。ですから、それだけは確認をきちんともう一度してください。それで結構です、それならば。

長谷川主査 この公有地は、スクウォッター的な不法占拠の人は特に心配はないんですか。

篠田 多分今回、協力準備調査でやるよりも、詳細な線形が後ろのほうに、今回のEIAなんかでもついていたと思うんですけども、その線形を先方と突き合わせながら、そのRight of Wayが現在公有地なのか、民有地なのか、そこは多分、確認を一個一個するんだと思っています。その中に今、スクウォッターがいるのかというのを多分、あわせて確認をするべきところなのかなと思います。現段階では、確実にスクウォッターが明確に分かれているかということ、そこは明確には出ていないということです、そこは確認をするという方向かと思います。

長谷川主査 よろしく願いいたします。

作本委員 関連なんですけれども、やっぱり27.2ヘクタールの農地取得が判明してと書いてあって、以前は0.5ヘクタールと書いてありますよね。あまりにこれは、何十倍もの、0.5と20幾つがあまりに違い過ぎるということで、やっぱり基礎調査が甘いのではないかなという、我々に疑念を持たせてしまうところがある。それとあと、農地

の取得と書いてあるから、やっぱり公有地だけれども、言い切れない、断定し切れない何かが混ざっているのではないかなという気がするので、公有地と書いてあります、これはもしわかれば、僕は調べていただきたいと思います。

篠田 そこについては、審査部から業務主管部にもお願いをしておったんですけれども、基本的にRAPの調査も全体で作られているものですから、そこからやっぱり切り出す情報が正直間に合わなかったというところで、大変申しわけなかった部分かと思っております。

やはり用地の部分については、調査が甘いというよりも、多分、フランス語版の調査のほうのレビューが、我々のほうでも追いついていなかったというところが後から出てきてしまったと。そういう背景です。

ただ、やはり公有地か私有地かというのは、非常に大きな問題だったと思いますので、そこは十分確認をすることが、環境レビューでは必要だというふうに審査部としては考えております。

増田 あと補足でご説明させていただきます。この0.5という数字なんですけれども、先ほど来、話に出ていますとおり、このEIA全体が包括的なものになっておりまして、ここの区間の数というのがわからなかったので、幾つかこの区間についてはどうだというのを直接コンサルタントにヒアリングをさせていただきます。そのときに、まず知りたかったこととして、住民移転数と、それから移転される住居面積です。撤去される、住民移転の対象になる住居の専有面積というものを確認したかったところがあって、ちょっとこちらの質問がそういうところになっていたの、その数字として0.5があったんですけれども、農地の部分を一緒に明示的に聞いていなかったものですから、改めて確認した結果、これに加えて農地が入っていますということを確認し直したということになります。

作本委員 わかりました。

長谷川主査 そのコンサルの方は日本のコンサルの方なんですか、向こう側の。

宮中 チュニジアのです。

長谷川主査 チュニジアの方ですね。そうですか。

よろしいですか、ここまでは。

では次、26、私です。了解しました。

27番から二宮委員がしばらく、29番まで続きます。

二宮委員 27は二つに分かれていますね。回答の意味がちょっとよくわからなかったんですが、環境レビュー方針のところの確認済み事項のところ、一時的、または継続的に生計手段を失う住民という記述があったので、その継続的に失うケースということ伺ったんですけれども、ご回答で永続的に生計を失うというのは、ないということですが、ここでいう継続的や永続的ということの意味は、どういうふうに捉えたらいいのでしょうか。こちらで、例えば生計回復を行ったとしても、まだ非

常に脆弱な状況で、また、生計の手段を失ってしまうような状況に戻ってしまうような人がいる可能性があるというような、そういうことですかね。

篠田 環境レビュー方針に、継続的に失うという記載をさせていただいて、ここで永続的に失うケースは現時点で想定されないと、継続的と永続的、すみません、ちょっと文言が統一されていませんですが、基本的に同じと捉えています。今、聞いている情報、RAPにある情報に基づいて確認したところ、生計自体を今回の用地取得、住民移転で失う人は基本的にいないと。ただ、周りに露天商だとか、そういった人たちがいますので、移動できるような人たちなんですけれども、そういう人たちが一時的に失うという人が、全てですというのが現在入っている情報です。ですので、そういった人たちに対しては、一時的な補償なり補填なりということをする予定になっているということでございます。

ただし、ここについては、RAPが先ほど来からあるとおり、全体で作られているところもありますので、本当に本区間について、継続的に失う人がいないのか、それは十分確認したいと思っております。

また、もし、これで継続的に失うといった場合には、補償という形で何らかの現金なり、用地なり、代替手段が与えられるということに、補償方針になっていますので、そこも確認するということになろうかというふうに思います。

二宮委員 少なくともこの第3区間についてのみ、もう少し詳細なプロセスといいですか、そういうものを今、補足でどこかにひっつけるようなことは可能なんですかね。

篠田 はい。そこは、詳細部分については、RAPを作ったコンサルタントがどうも現地にいるみたいですので、そこに確認をすると。環境レビューで確認させていただくということだと思います。

二宮委員 多分、他の機関と異なる基準でやることはできないと思うんですけれども、例えばこういうふうに相手にわかりやすいように示してやりますので、ほかの区間もこういうふうにやられたらどうですかというような、先ほどドナー同士での共有のミーティングがあるというふうにおっしゃっていましたがけれども、そういうことはできるんですか。こちらからの提案というか。多分、この助言委員会のような第三者機関で精査しているドナーは、あまりないと思うので、助言委員会でこういう指摘があったんだけど、それに対してJICAとしてはこういうふうに対応しようと思うけれども、という形で提案して、ほかの三つの区間でも、そのプロセスを共有してやるということは、このことに限らずですけれども。

篠田 すみません、ちょっと私で答えられる限りのお答えですけれども、多分、今回の環境レビューにおいて、特にアフリカ開発銀行と十分な協議が必要だと思っていて、我々としては区間で分けて環境レビューをやりますので、そういった情報が必要であるということは、もちろん申し入れますし、そこからの情報を今回確認するつもりであります。他区間について、どこまで例えば細かく出したほうがいいのではない

ですかという形で、義務として要求できるかは、ちょっとわからないんですけども、いずれにしろ、その影響を精緻にとったほうがいいのではないかと、そういった申し入れはできるかと思います。

二宮委員 もしできれば、それでお願いして……

篠田 いずれにしろ、不可分一体の対応になるというふうに考えておきまして、EIA、RAPについては、今回お示ししているものを使っているというふうに認識していますが、どのような形で対応するのか、確認をしないといけないこととなりますので、各ドナーに確認する。また、必要に応じて、JICAのやり方ですとかということを申し入れるというのは、やれるかなというふうに思います。

長谷川主査 今回の協調融資事業は、リーディングドナーはアフリカ開発銀行ですね。それで、全体だと600キロあって、パチェンガ・レナ間で260キロあって、それが四つに分かれてあって、そのうちの三つ目を日本がやるということですね。これはトップバッターなんですか、日本がやるのは。全体の中でトップバッター。

増田 いや、フェーズ1は同時に進めていくことになります。

長谷川主査 ただ、この4区間のうちの中では、トップバッターが日本なんですか。

後 違います。

長谷川主査 そうではないんですか。

後 違いますね。アフリカ開発銀行が来月あたりに詳細なレポートをまとめるステージにいて、フランス開発行が先月、審査をしましたので、今月、アプレザールのレポートをまとめている段階で、もう一つの中部アフリカ開発銀行は、アフリカ開発銀行と一緒にやっていますので、来月ぐらいにまとまるというようなスケジュールです。

長谷川主査 先行して、環境配慮のところを審査しているところもあるわけですね。

後 そうですね。環境社会配慮というか、審査全体を見ているので、ただ、そのファイナルになるのは、まだ先ですので、その段階で、JICAもまさにほかの、この助言いただいた後、そのまま審査に行けることになりましたら、JICAのほうでチェアをアフリカ開発銀行にさせていただくかはまたちょっと決めなければいけないんですけども、関係するドナーで集まって、そういう技術面でもそういったフィードバックは必要ですし、まさに環境面でも、そのJICAのレビュー、それから、ほかの機関のレビューというのをまとめて議論する場というのをします。

ただ、L/Aはもっといずれ、どの機関ももう少し先になりますので、そのファイナルになるステージのところ各ドナーで協議と、提言するということになりますね。

長谷川主査 最初に先鞭をつけるのであれば、その有利性を用いて、いろいろないい例をどんどんJICAさんが出してあげるといいけれども、そうではないので、違うんですね。

後 フランス開発行とも結構メール等でやりとりはしていて、JICAのファイニングを共有してほしいとか、そういうオープンな体制にはなっていますので、その1ヵ月の

スピードが、あまりそこで言いづらくなるとか、そういう感じではないので、そこはオープンなディスカッションができるかなとは思っています。

長谷川主査 わかりました。27番、28番は。

二宮委員 28番は、これもちょっと読んでわからなかったので、お伺いしたんですけども、いわゆる既にあるサーベイ調査の結果みたいなものをレビューするのではなくて、このために調査をするんですね。聞き取りとか、訪問調査みたいなものをするわけですね。わかりました。その辺がちょっと読み込めなかったもので。

29番はわかりました。これもちょっとあまり読んでいてピンと来なかったんですけども、ステークホルダーの方には別途周知する仕組みというのがあるということですよ。これはここに書いてありましたか。何かあまりそういうことは書かれていなかったような気がするので、もし、この少なくとも第3区間についてそうであれば、まさに書かれていなくてもやっていただくというか、そういうことをお願いしたいと思います。これも先ほど来の話になりますが、書かれているんだけど、さらっと言及されている程度で、何か詳細に検討したというようには読み取れませんでした。どうしても詳細な検討がなされているという頭で見えるものですから、先ほどの野生動物の件もそうですけれども、なので、さっき主査のおっしゃった、確かにSEAとして読むと、そうかなと思うような書きぶりなので、少しずれがあったので、こういう聞き方になってしまったんですけども、後段の部分の、住民周知するとか、別途情報共有会議を開くとか、そういうことはぜひどこかに残るようにしていただきたいと思います。

以上です。

長谷川主査 ほかの委員の方、よろしいですか、ここまでは。

では作本委員に30番、お願いします。

作本委員 今いただいた、この道路の写真を見せていただきながら、改めて道路がどんな状態かというのを見ながら考えていたんですけども、私の30番のコメントというのは、例えばこれが今回移転する人たちの側に立って、ほかのJICA以外の地域の人たちと同じ条件で、ぴったり数字を合わせてという意味ではないですよ、複数の国際機関が入ってきますから、例えばアフリカ開銀みたいなところが一つモデルを作って、みんな同じように補償されるのかどうか。よくこれはアジアでもあるんですね。アジア開銀のほうはたくさん補償をもらえると。けれども、別の機関から補償を受けた場合にはレベルが、補償額が下がってしまったとか、条件が悪くなってしまったとか、よかったとか、そういうことがありますので、このあたりで、全体を統率するというか、条件をならすようなそういう仕組みが今回あるのかなということをお伺いしたかった。

篠田 今回は、今、後のほうからも説明のあった、ジョイントという形になっておりますので、一つのRAPでやっているということは、補償方針を一つにまとめてやっ

ているということで、その区間によって差が出るということはないというふうに認識しております。かつ、そのRAPのレベル間も世銀と同等のレベル感、再取得価格での補償ですとか、生計回復策、代替地の提供、そういったものが一応、全部入ってございますので、何か不利益が大きく区間によって出るというのは認識していません。ただ、やはりJICAの区間、どのような形で補償されるのか、RAPが一くくりで作られたとはいえ、そこはしっかりJICAとしても意思決定をする上で確認する必要があるというふうに思っていますので、我々もガイドラインを持っていますので、そのレベル感とあわせて確認をする必要があるというふうに思っています。

長谷川主査 よろしいでしょうか。

それでは、最後のほうになります、31番、32番、33番あたりまで谷本委員でございます。

谷本委員 31番、事業対象地域で男性が多いのは、農業労働者、農業で雇用されている人たちが多く来ているからですか、ここは。女性の率がものすごく少なかったものですから、何でだろうというのが。世帯主が男性というのは、女系社会でない限り当然の話ですし、何でだろうなと思って。何か特異な状況、これはもうカメルーンの全般的な話なんですか、こういうふうなステークホルダー協議をやれば。男性陣がほとんどシェアをとってしまうというのは、そういうことなんですかね。そういうことなんですね、わかりました。それしか言いようがないですね。

32番は、ではカットオフデータはもうデクレアされているんですね。さらにもう一つ、嫌な質問をさせてください。本件のような場合、特に都市部なんかで不法にプロフェッショナルなんやらという方は想定はされていませんか。プロフェッショナル何でしたっけ、何かいるよね。いや、ないことを祈っています。よく相談をドナー間でやっていただいて。土地収用やら補償がありますよというので、屋台を作ってみたり、補償金を……

篠田 アジアでよくある、後ろに弁護士がついていて、街に住んでいる人がお金目当てでエンタイトルをもらうような、そういう人のことをプロと多分おっしゃっているんだと思うんですが、今、聞いた限りの情報だと、そういったプロみたいな人たちはあまり見ない、いないということだそうです。ただ、そういう不当に補償金をもらうというような人たちが出ないような形になるように先方にも申し入れをするとともに、確認するということが大事だと思っています。

谷本委員 やってください、コンサルタントの方を巻き込んで。

33番、いろいろな指摘が出ているということは、これでわかりました。速度抑制のためのマウンドを作るとか、歩道を作るとか、これはぜひやっていただければと思います。結構です、これで。

長谷川主査 よろしいですか。

原課のほうから何か追加で、いいですか、今のところは。

では、最後が松下委員の34番です。

松下委員 34番、これは確認ですので、回答いただきましたので結構です。

長谷川主査 二宮委員が35番ですか。

二宮委員 35はすみません、私、ちょっとこの場所がよくわからなかったんですけども、別添4というのはアネックス4のことですか。このフランス語の資料。別添4のどこがこの情報になるのかがちょっとよくわからなくて。アネックスもこれは何か1から……

篠田 すみません、これはアネックスも全部は翻訳にかけていなかったようで、別添4については翻訳をかけたものを添付させていただいたと理解しております。

二宮委員 そもそもどこが別添4かというのがよく、アネックス4と書いていないので。

増田 RAPの36ページ以降にもあります。36ページにステークホルダーミーティングの大体開催日と場所が書いてあって、その後のところに、これは多分、意見の傾向だと思えるんですけども、ざっとまとめたものを書いてございます。36ページからです。RAPの36ページから40ページ、41ページあたりのところ。表とあと、その後のほうに大体意見の傾向とかを述べています。

二宮委員 これはエンバイロメント・インパクトについてもカバーされている情報と理解していいんですか。つまり、移転等についてのみの議論が行われたものではなくて、これはいわゆるステークホルダー協議と呼ばれているもので、この中で、RAPに関するもの以外の議論もされたということなんですか。

篠田 どうもちょっと私も情報を聞いている限りですが、EIAの別添4という形、今、ちょっとスライドに出させていただいている、こういう形でサマリー的にはあるんですけども、出ているものと、RAPに載っているものというものは……ごめんなさい、RAPはない。EIAに集約して載っているということのようです。

二宮委員 これはEIAに関することですね。

篠田 社会面については入っていない……

二宮委員 これは別個にやったわけではないんですね。

増田 多分、同じことを指しているのだと思います。

二宮委員 同じ場所で開催して、いろいろな議論がされて、RAPに関するものと、こっちに関するものと分けて整理した。

篠田 RAPについては30ページですか。

増田 35ページからです。RAPの35ページ以降のところにあります。

篠田 入っていると。

二宮委員 これは別にアネックスにはこういう形のものは載っていない。一問一答みたいな感じでは載っていない。

篠田 載っていないですね。

二宮委員 開催の概況みたいなものは。

増田 この辺からです。会議の様子とか、開催日とか、ちょっとその後の意見の傾向とか。

二宮委員 では、このEIAの一番最後に載っている、これがその情報なんですね。わかりました。すみません、何かちょっと頭が混乱、何がどうなっているのか、ちょっとだんだん途中でわからなくなってきた、最後のほうは。ではすみません、ちょっと前後しますけれども、また後で勉強しておきます。これは結構です。

長谷川主査 ありがとうございます。

では最後になりました、松下委員。

松下委員 これもレビュー方針で確認していただきたいということで、結構です。

長谷川主査 以上で、一応通しで終わったんですが、さらに何か質問あるいは補足の説明とか、必要なものはございますか。とりあえずここまででよろしいですか。休憩をここで挟むか、続けてやってしまうかなんですが、委員の先生方、あるいは事務局、どうでしょうか。休憩しますか。

では10分程度、45分ぐらいまでちょっと休憩を入れて続けたいと思います。ありがとうございます。

午後3時36分開会

午後3時45分開会

長谷川主査 それでは全員そろわれたので、後半を始めたいと思います。

回答のほうに、現地でこういった方向で確認しますというふうなことがはっきり示されているところがほとんどだと思えますけれども、重ねてやはり助言で改めて明記しておいたほうがいいといったものは、遠慮なく入れ込んでいいと思います。

それから、先ほど来あったように、少し薄目の環境配慮調査になっていて、もう少し深掘りしてほしいというところがあれば、そこもコメントになさってもいいのかなと思うんですが。それでは、最初から一つ一つ、残す、残さない、あるいは少し修正するといったところをお願いいたします。

1番目は松下委員。

松下委員 これは結構です。

長谷川主査 2番目の谷本委員。

谷本委員 私もこれは問題なしです。結構です。

長谷川主査 3番目はいかがですか。

谷本委員 これも結構です。

長谷川主査 4番目、谷本委員。

谷本委員 ここのなんですよ。まさしく今雑談をしていたところなんですけれども、これはぜひ審査の段階で、交通量予測、経済評価を含めて、本事業の位置づけを確認してくださいということで、これはコメントに一部は残してください。

長谷川主査 これは全体的なコメントという位置づけですかね、相変わらず。全体的な。

谷本委員 全体的なところで。

長谷川主査 どうですか、経済性を含めた事業の妥当性ですか。

松下委員 経済評価を含めた妥当性を確認する……

長谷川主査 確認するという。

谷本委員 非常に大きな。その関係ではやはりEIAとかRAPがやはり全般的にわたっているということは、ぜひ全体事項で入れていただきたいと思うんですけども、この際、つけ加えさせていただければ。後に関係しますけれども。

長谷川主査 ではどうしましょう。経済性評価の後にそんなことを、そこはいいですか。

谷本委員 いや、そこは、ここはこれでとめて一つ。

長谷川主査 いいですか、これはこれで。わかりました。

谷本委員 この一つで。

長谷川主査 はい。とりあえずこの表現で抑えておいて。

5番目、谷本委員、いかがですか。

谷本委員 これも結構です。

長谷川主査 6番目、いかがですか。

谷本委員 6番目は、長谷川委員とともに合体でぜひ維持・管理体制を。法制度整備を含めて、維持・管理の体制をきちんと確認をしてくださいと、することということで、枕言葉は入れますか。いい言葉はまさしく長谷川委員の、熱帯地域でのというようなことなんですけれども、そこまではもう。

長谷川主査 要らないでしょうね。ですから、谷本委員のほうのを使われて。

谷本委員 維持・管理体制ですね。では、私のところの「特に」のところの後ろに、「維持・管理の充実のためには」と。予算の観点から、他のドナーと合意をしてくださいというか、確認をしてくださいというようなことで、入れてください、では。それで私のコメントと長谷川委員のコメントを合わせた形にさせていただければ。よろしいですか。

長谷川主査 結構です。ですから、最初に道路の維持・管理についてというふうに入れさせてもらっているんですね。そういうことでよろしいかなと思いますが。維持・管理と合意を確認すること、これでよろしいですか、確認すること。はい。

では、私のほうは今のところに入りましたので、結構です。

7番の二宮委員、作本委員。

作本委員 7番目はこれで結構です。8番目のほうだけ残させてください。8番目の回答のほうから。

長谷川主査 ちょっと待ってください。7番目、二宮委員も、どうしましょうか。

二宮委員 その先に。

長谷川主査 やってしまいますか、8番目の前に。

二宮委員 ご意見があれば。

長谷川主査 では8番のほうを。

作本委員 8番を先に、また7番に戻るんでしたらお願いします。

8番の回答のほうのをちょっと使わせていただきまして、本事業の対象、終わりのほうですね、本事業というところからですが、本事業の対象区間について、そこからまた次、コピーですけれども、「他区間における環境社会配慮、EIA、RAPを通じて確認し」までコピーをお願いします。SEAの立場から、必要に応じて他ドナー、あとコピーです、ずっと。協議を行うこと。「SEAの立場から」の次に、「から」の次に点を入れてください。必要に応じ……ごめんなさい、ちょっと取ってしまってください、全部1文で、それで結構です。

篠田 すみません、ちょっと日本語の問題です。「本事業の対象区間において、他区間の環境社会配慮をEIA、RAPを通じて確認し」というのは、不可分一体の確認という認識でよろしいですか。本事業の対象区間について……

作本委員 SEAを残すか、不可分のを残すか、どちらかで悩んだんですけれども、全体的な立場から。

篠田 「本事業の対象区間について」という枕詞がついていて、その後「他区間の」と来ているので、ちょっとすみません。

作本委員 「他区間の」、すみません、では削除で結構です。ついて、点で。

篠田 SEAの立場を今残されたということですね。

作本委員 SEAの立場につなげて、その中間を削除をお願いします。「ついて、SEAの立場から」で。

長谷川主査 作本委員、どうですか、もし不可分一体というところを特に強調したいのであれば、不可分一体という言葉を使うと。

作本委員 この二つの今の重点の置きどころがあるんですよ。片方を出すと、このSEAがぼやけるし、SEAを強調すると、不可分が薄らぐという、そういう関係かなと思って。

長谷川主査 先ほどもちょっと私も申しましたけれども、今やっていることは、SEA的にはやられているので、ですから、不可分一体という言葉を使うと。

作本委員 不可分一体をむしろ残す形のほうがいいですかね。わかりました。そうしたら、不可分一体の立場から環境社会配慮についての立場から、点で、環境社会配慮及びその対策について環境社会配慮及びその対策について。について、削除ですと来て。必要に応じもいいですね。点で、他ドナーやカメルーン政府と、ついて、政府との協議を行うこと、記述することですか。最後は、これは。

篠田 記述する場所はないので、ですので、すみません、本事業の対象区間につい

て、本事業、JICA事業と不可分一体事業については、その環境社会配慮と緩和策を確認すること、そういうニュアンスですよね。ですので、本事業を残すとすれば、本事業と不可分一体に当たる事業についてということかなと思いますけれども。

作本委員 そういう意味です。ありがとうございます。

篠田 本事業と不可分一体の事業について……立場を消してしまってください、環境社会配慮及びその対策について、他ドナーと協議を……

作本委員 まだこれから協議はできるんですよ。本JICA事業ですね、ごめんなさい。本JICA事業。

篠田 JICA事業。

作本委員 限定ですかね。JICA事業と。

篠田 カメルーン政府と協議……

長谷川主査 確認、協議。

篠田 確認ですね。

作本委員 協議の実施で。協議の確認を。

長谷川主査 よろしいですか、とりあえず。

作本委員 ありがとうございます。

二宮委員 その対策をという、対策についてではなく……

長谷川主査 ついてです。そのほうが格好いいかもしれません。

よろしいですか、これで。そうしましたら、もう一度戻るんでしょうか、7番のほうで。

二宮委員 多分、7番もそれを含めていただいてもいいかなと思います。同じ問題意識ですので。

長谷川主査 よろしいですか。7番は特別なくて、9番のほうはいかがですか。

作本委員 これはちょっと残していただきたいんですが、既にこのいただいているレビュー方針には書かれているんですけども、JICAさんがこの持ってこられている移転数のデータ、これを本レビューに書かれているから、もうこれでいいと考えるのか、あるいはほかにオリジナルの、ほかのドキュメントには書かれていないですよ。ですから、JICA事業が対象とする道路区間の非自発的住民移転の移転数の根拠について記述することって何かおかしいんですよ。

篠田 記述する先がないので、多分おっしゃられていることは、改めて住民移転をきっちり、数なり、その背景なりを確認するべきと、そういうような助言と理解しているんですけども。

作本委員 私、そこまでは言っていないで、何かいただいているドキュメント二つには入っていないので、急にこのレビューで飛び出してきている感じがするんですね。何かそういう調査があるのならばそれでいいし、確認されたということで。

篠田 その他、補足調査があるはずなので、それについて。

作本委員 RAPには出てこないんですよね、私もこの統計調査を持ってきたんですけども、この1区間の数字という、計算方法も含めて出てこないものですから。

篠田 では根拠について確認することという形でさせていただいてもよろしいですか。

作本委員 根拠について確認することで、広く読んでいただければ。

篠田 上との整合性で、すみません、単なる用語の問題ですが、JICA融資区間というふうに。融資対象区間。対象区間の非自発的住民移転数。

作本委員 数の。

長谷川主査 二つ目の、移転数。

作本委員 移転数の根拠について、「確認する」でよろしいですか。もうJICAさん、ご存じなんですけれども、コンサルから先に聞いたって言っていましたよね。それでいいですかね、では。「確認」という言葉で。

篠田 改めてここについては確認をする予定ですので、このような形で記載いただければ、対応がすぐできるかと思います。

長谷川主査 よろしいですかね。では10番から塩田委員、13番までいかがいたしましょうか。

塩田委員 この10番と11番、一緒にならないですか。例えば、これは用語の意味のことについて聞いているので、同様な意味を持つ用語はできるだけ統一することというのは、一緒ですか。

篠田 今回、環境レビューに行くときに、先方に申し入れをするんですけども、一応先方はEIAを、彼らとしても承認をしているものですので、それ自体を直してくれと言っても、多分、直してくれないのではないかなと思うんですね。ただ、他方、今、いただいているご意見というのは、どちらかというと、JICA全体の話なのかなというふうに思っていますので、個別案件にかかわる内容というよりも、JICA全体のコメントとして、対応するべきコメントとして受け取るのがよろしいかなというふうに思うんですけども。

塩田委員 では、なしで。

長谷川主査 助言としてはちょっとふさわしくないかなと思います。

12番、13番はいかがですか。

塩田委員 12番もです。これは何か、予測しないようなものについては、ちゃんと指摘のようにやりますよと言っているわけだから、いちいち言わなくてもいいかな。

長谷川主査 回答の後ろから4行ぐらいは助言としてあってもいいのではないですか。振動の影響については、言及されていないため、その理由を云々かんぬんで、実施するよう確認するみたいな、そういう。

増田 先程補足説明させていただいたんですけども、全く記載されていないわけではないんです。ただ、確認はいたします。

篠田 振動の影響について言及されているというわけではない……

長谷川主査 では「言及」という言葉を取って、影響について、その理由をという、その根拠ですか。その根拠ですかね。

篠田 多分、ここはやはり私も見ていて、振動は何かをやられるのかどうかというのは不明確なんだと思います。そういったご助言を残していただくという意味では、振動の影響について、緩和策の有無、また、その内容について実施機関に確認することみたいな、そんなような形かなと思うんですが、いかがですか。

長谷川主査 いいですね。ではそんなふうな表現で。

谷本委員 これは、振動は工事のときに限定しますか。橋梁の、車両走行の振動もあるんですね。では両方とも、騒音もある。両方とも当然。

塩田委員 そのぐらいはやられていますでしょう。だから、いつも騒音・振動となっているけれども、騒音は必ずやっています。

谷本委員 振動はやっぱり少ないかもしれませんね。

長谷川主査 では、いいですか、振動でも。

塩田委員 下は、13は。

長谷川主査 13番はいかがでしょうか。これは書きぶりの話ですから、いかがですか、助言としては書かなくてもいいかなという。

塩田委員 はい。

長谷川主査 では14番。

谷本委員 14番は、15番のNegative Impactsを具体的に確認してくださいってやっぱり要るんですかね。特に、事業が始まってからなんですかね、今のこれは情報が無いわけでしょう、あまり。ですから、非常に一般的な、一般的、共通の回答が示されている。恐らくそれは読み取られたんだと思うんですね。やっぱり個別にはいろいろ出てくると思います。ですから、それを本当にドナーズミーティングなんかの機会にきちんと対応してくださいということだと思しますので、どうしますかね。

長谷川主査 そうしましたら、回答のほうにもありますけれども、例えば以下の8項目について、その内容の詳細について確認するみたいな言い方で、1番から7番まで並べますか。それで、詳しく書くのではなくて、項目だけを1番から7番まで。

谷本委員 これはやっぱりJICAとして、非常に高い関心を示していますというのを、やはりカメルーン政府にも他のドナーにも伝えていただきたいと思えます。

ですから、では例えばこういう言葉から始めましょうか、JICA対象区間の融資対象区間にかかわるNegative Impactsという形で、括弧で、例えば土壌とか、用地とか、幾つか入れていただいて、それで、Impactsについては、事業の進捗にあわせて、ドナー会議等の場で具体的に確認をすることという形でちょっと入れてください。これはもう本当に、工事が進んでいった時点でいろいろ出てくる話だと思しますので、恐らく審査の段階では、なかなか具体的にわかりづらいと思えますから、動き出した時点

での、ある面でいうと宿題という形でしていただいたらいいのではないですか。

長谷川主査 これはNegative Impactsの対策についてということですか。

谷本委員 にかかわる対策についてかな。

長谷川主査 対策ですよ。

谷本委員 緩和策を含めて。

長谷川主査 緩和策、対策についてです。

谷本委員 対策についてはと。これはですから、ちょっと先への宿題という形で。

ですから、審査へ行かれたら、必ず進捗にあわせたドナー会議なんかのことを、合意されますよね。大体こういう段階でやりましょうと。ですから、そのときにはこういうことをやっぱりきちんと確認したいと、JICAとしてというのを伝えてほしいと思います。

長谷川主査 ということで、そちらのあれにふさわしくなっていますか。大丈夫ですか。では、具体的な括弧づけの中身はどうでしょうか、こういうような「など」という言い方に抑えますか。それとも、今のところ、土壌、用地取得、ポチポチですけれども。

谷本委員 一応、挙げているのは8項目なんですね。でも、まだ出てくると思いますが。

長谷川主査 では、括弧は全部なくすかわり、このぐらい出して、「など」とするか。「など」にしますか。

谷本委員 はい。してください。

長谷川主査 一応「など」というふうにしますか。

谷本委員 まだ出てくると思いますが。

作本委員 ちょっと表現が陳腐なんですけれども、Negative Impactsですよ。だから、用地取得自体はImpactsではないので、何か言葉を。用地取得自体が悪だというわけではないので、何か一言つけ加えると、Impactsの部分が。

谷本委員 そうということですか。

作本委員 言葉尻ですけれども。

谷本委員 用地取得自体は要る、用地補償とか、そういうのは行為か。一つの合意でやって、そこから発生する……JICA融資対象区間の自然・社会環境面でのNegative Impactsに対する対策。そういう形にするんですかね。でのNegative Impactsと。

長谷川主査 括弧の中身を取ってしまう。

谷本委員 で、それを取っていただく。

篠田 ありがとうございます。多分、実施管理中にこういうことをきっちりと、進捗管理を含めてJICAとしてもやらないと、JICA区間で負の影響が大きくなってしまふということだと思いますし、それがやはり事業進捗のリスクにかかわるということで、審査中です。環境レビューにおいても、こういう形でちゃんと組むように、そこも使

用して、私たちとしてもきっちり事業を進めるような体制を組むというような趣旨で。

長谷川主査 申し入れという意味合いがあるんですね。

篠田 はい。

谷本委員 ここでもう一つだけ、大気質、その中で埃、かなり資料に書かれていましたでしょう、アスファルトが削られて、タイヤのところ。結構トラック系統だってあると思いますから、この辺もやっぱりこの8項目以外に加味しておいてください。

長谷川主査 とりあえずこういう表現にしておきまして、次が同じく谷本委員、16番、いかがいたしましょうか。

谷本委員 16番は、これはどうしますかね。これもやっぱり他のドナーと協調してという申し入れをしますか。JICAとして関心を持っていますという意味であれば。

長谷川主査 これはどうですか、上の自然環境、社会環境云々というところに、あの中に入ってくるのではないですか。入っているというふうに理解すれば入るのかなと思うんですけども。

谷本委員 わかりました。では、その面では今のところに入れて、含めてください。結構です。

長谷川主査 では次、17、18、松下委員のところです。

松下委員 これは結構です。

長谷川主査 両方ともよろしいですか。

松下委員 はい。

長谷川主査 次の19番も結構です。確認すると言っていたらっしゃるので、もういいです。はい。

20番のほうも、これは難しいですね。一応言うだけ言いましたから、いいです、これも。

21番が二宮委員、22番もそうですか。

二宮委員 21、22に関して、さっきインベントリ調査をされるということでしたので、それに関連して、ちょっと一言述べさせてください。野生生物の生息状況に関して、別途行われる予定のインベントリ調査の結果、懸念すべき事項が明らかになった場合には、環境レビュー方針に含めること。明らかになった後に含めることって可能なんですか。

篠田 時系列を確認しないといけないんですけども、多分、インベントリ調査自体は環境レビューの後なのではないかなと思うんですが、これはどうですか。後……その場合は多分、後だということのようですので、その場合は。

二宮委員 そうすると後になっても、その結果が何らかに反映されるような環境レビュー方針の書きぶりってどうしたらいいんですか。テクニカルなことでもむしろ篠田さんに。

篠田 多分、まずインベントリ調査の結果というのは、時系列的に後の話なので、

その結果を捉えて緩和策は実施されないといけないので、そこは一つ助言としてお残しただいて、かつ、それが担保されるように環境レビューに申し入れることみたいな、そういうような形で残すと、全部フォロー、全部入るのではないかなと思いますけれども。

二宮委員 環境レビューの際に申し入れるということですね。

篠田 はい。ですので、明らかになった場合には、適切な緩和策が実施されるよう

……

二宮委員 申し入れをすると。

篠田 ええ。実施機関に確認を要請すること。

長谷川主査 環境レビューでは申し入れしかできませんよね。その先は、その中の手続で申し入れたことをやってもらうと。

篠田 はい。

二宮委員 それで結構です。

篠田 環境レビューという言葉を残すのであれば、そこですね。環境レビュー時に確認し。よろしいですか。

二宮委員 ありがとうございます。

長谷川主査 もう一ついかがですか、22番。

二宮委員 もうセットで。

長谷川主査 いいですか、セットで。

次、作本委員、23番です。

作本委員 ちょっと読ませていただいて、また冒頭に「JICA融資対象区間」というものを入れていただいて、との関連で、次が保護区などというのはありますか、本文中に……すみません、こっちの左のほうの、私の質問のほうの、保護区などはというところ、「保護区などが近接していることもあり」までで。それをコピーしていただいて、点で、「広域的な自然環境保護の見地から」、点で、私のほうの最後の文章なんですけれども、「影響緩和と対応策を確認すること」、丸(。)です。「保護区などが近接していることもあり」というのは削除で結構です。「保護区から」、「あり」まで削除で。これであまりわかりませんか、ほかの自然保護ってつながっているからなんですけれども、この区間だけではちょっと、やっぱりわかり切れないところがある。ゾウはいませんといっても、ほかに動いて行ってしまふかもしれないし、そういう意味合いなんですけれども。

長谷川主査 よろしいですか。

作本委員 はい。意味がちょっとあいまいかもしれませんが。

篠田 若干あいまいではあるんですけれども、この事業の建てつけを考えると、生態系ですとか、それへの影響というのを改めて確認をして、必要なものを申し入れなさいと、そういう助言として理解しましたけれども、それでよろしいですか。

作本委員 それで、もし文言がおかしかったら、また後でよろしくお願いします。

長谷川主査 とりあえずよろしいですかね。

次が24番、谷本委員、次のほうにまいります。

谷本委員 結構です。25番ですね。Right of Wayの確保、用地幅、あとは他のドナー融資部分、他の区間、フェーズ1の他の三つの区間と歩調を合わせて、何と言ったらいいんですかね、これは所有権の移転なんですかね、所有権の移転について、所有権の移転が速やかに行われるように他のドナー、それからカメルーン政府と合意すること、あるいは確認をすることという形で、これは残してください。

作本委員 土地のって、どこかにあったほうがいいかも。土地の所有権。

谷本委員 土地の所有権ですかね。これは特にRight of Wayのあれを、道路の用地幅の確保を頭に入れてください。頭のところにです。道路の用地幅の確保においてはという形で、ちょっと。

長谷川主査 いいですか。次が私ですか、回答のほうの後半をちょっと引用させていただきます。「なお」の後の移転後から最後までちょっとコピー・アンド・ペーストをお願いします。合意すること、それから、一番最初の移転後の前に「住民」と入れてください。当たり前ですけども、これをちょっと残したいと思います。

次の二宮委員、お願いします。27番ですね。

二宮委員 残させてください。「移転によって」の後、27番の下のほうの文言を、「教えてください」までのところを使っていただいて、生計手段を失う住民に対する支援策の詳細です。そこから詳細までです。について、改めて実施機関に確認すること。お願いします。

長谷川主査 今のは27番でございますかね。

二宮委員 28は結構です。

29は異議申し立ての手續についてです。

篠田 すみません、異議申し立てというと、JICAガイドラインに違反があるかどうかというやつで、JICAの本部に申し立てることを言うんですが、ここは苦情処理みたいに、苦情申し立てということだと思しますので、すみません、ちょっと用語の問題ですが。

二宮委員 この場合は、ですから、その対象者はカメルーン政府に申し立てる。

篠田 そうです。現地で何か混乱ですとか、何かあった場合に、まず申し立てるところという意味ですね。苦情申し立て。

二宮委員 についてですね。住民移転・生計回復の対象者が理解できるよう丁寧に周知すること。理解できるよう丁寧に周知すること。住民移転の後に「生計回復」って入れたほうがいいのではないですか。住民移転でなくても、生計回復の対象者になるんですか。

篠田 そうですね。用地取得がある人、移転はしないものの、用地だけを取得され

る人がいるので。

二宮委員 では中ポツで生計回復……

篠田 苦情申し立て手続とかですか、苦情申し立て制度。

二宮委員 手続ですね。どういう手続があるのか、多分かなり丁寧にやらないと、そういうことができることすらも知らない人が結構いるかもしれない。

長谷川主査 することを確認するですか。することを教える。

篠田 周知することを実施機関に教える。

長谷川主査 よろしいですか、これは。

次、作本委員、30番です。

作本委員 ちょっと形を変えさせていただきますけれども、特に右側の回答のほうを利用させてください。ちょっと冒頭に本事業の全区間に対し、2行目からコピーですけれども、回答の、世銀と同レベルの、担保されているまでコピーで、かどうか確認すること。ごめんなさい、担保されるかどうか、担保される予定ですかね、これから将来。難しいですか。

篠田 担保というと少し何かご助言にはふさわしくないかなという、単なるイメージなんですけれども、同等レベルの補償支援が、策定とか、実施……

作本委員 担保って、補償になってしまうから、実施ぐらいの緩いところで。

篠田 計画実施。

作本委員 計画実施で。将来もありますもんね。

篠田 はい。

作本委員 計画、中黒は要らないかな。一語のほうがいいですね、前につなげるかどうか、確認ですけれども。よろしいかと思えますけれども。

長谷川主査 実施されることをですよね。実施されるかどうかではなくて、されなくてもいいなら別ですけれども、されることを申し入れるとか、確認するですか、これは。

作本委員 されることを。計画は要らないですね。

長谷川主査 そうですね、計画は要らないかもしれない。支援が実施されることを確認すること、どうですか。

作本委員 されることを確認すること。

長谷川主査 申し入れること。

作本委員 申し入れまでは、どこまでいけばいいかな。

篠田 どちらでも対応は一緒かなと思うんですが、もし不可分一体の対応ということになれば、確認というのがより適切な文言かなという気はします。

作本委員 そうか、不可分一体。

長谷川主査 されるよう確認するということですか。されるよう。

作本委員 要請するという意味で。

長谷川主査 次、31番、32番、33番、谷本委員、お願いします。

谷本委員 要りません。大丈夫です。

長谷川主査 34、松下委員、どうですか。

松下委員 34と36とあわせてですが、既に変えていただいているんですが、念のためということで残させていただきます。34については、回答の住民移転のところから使いまして、住民移転に関連する被影響住民の意見の詳細について、環境レビューにおいて確認すること。

それから、36については、同様にモニタリング計画以降を使いまして、モニタリング計画の詳細について、その概要・体制等について、確認すること。

長谷川主査 ありがとうございます。

35番、二宮委員。

二宮委員 35はいいです。

長谷川主査 よろしいですか。一通り助言案をいただきまして、一番最初に戻っていただけますか。助言案のところを見せてください。1個ずつ行って、ここはなしですね。これはずっとスクロールをお願いします。この辺からですか、入ってくるのは。この辺から、まだ訂正があれば申してください。よろしいですか。

谷本委員 JICA融資対象区間についてかな、区間について、「審査段階」は取ってください。経済評価を含めた事業の妥当性を確認すること。こういう形で。

長谷川主査 いいですか。

作本委員 経済性評価という言葉はいいですか。何と言うんですか。

長谷川主査 経済評価と言っていますけれども。

谷本委員 経済評価ですね。

二宮委員 では交通以外も含めてということですか。

長谷川主査 そうですね。交通以外のことも。さっきのEIRRとかビーバイシーを持ち出せば、交通以外のことも含めての話になりますね。

作本委員 経済評価という意味ですか。経済的。

長谷川主査 的とはあまり言わない。

どうですか、経済評価という言葉ではおかしいですか。

後 経済インパクトとか。評価と言わないですね。あまり言わないかも……

長谷川主査 プロジェクト評価といったときに、経済評価というのは一つ入ってきますね。

谷本委員 「経済性」にしましょう。「評価」を取って、「経済性を含めた事業の妥当性を確認すること」にすれば。

増田 「効果」だと、多分いろいろなものが出てくる気はするんですけども、妥当性ということになると、妥当か、妥当ではないかという結論になってしまうかなという感じがするので。

谷本委員 では「効果」ですかね。

増田 で、よろしいですか。

谷本委員 「事業の効果」、「効果」にしてください。「効果」がいいと思います。効果ですとアウトプットサイドですから、わかりました。

長谷川主査 では下のほうもお願いします……よろしいですか。ちょっとまた下のほうにスクロールをお願いします。

篠田 ごめんなさい、他ドナーの後にADBとなっているんですが、これは多分AfDBだと思うんですが、これは特に……

長谷川主査 入れますね。アフリカ開発銀行の場合、「f」を小文字で入れます。小文字で入ります。

篠田 あと、これはあえて言及する必要はありますか。もし必要であれば入れておきますが。他ドナーを。

後 ほかのドナーを含めてということですね。括弧は要らない。

長谷川主査 括弧づけは要らないのではないですか。

作本委員 名指しでアフリカ開発銀行を入れる。

後 そこだけという。

長谷川主査 では下のほうをお願いします。下に行ってください。この辺がどうですかね。

二宮委員 ここの助言の部分が結構、この案件の一番大きな、全体の中の一部をやっているところがあるので、もしよろしければ、一番最初に。

長谷川主査 一番最初に。

作本委員 ちょっと文言だけ、協議実施の確認を行うと、対策を行うこと、ちょっと日本語が悪いので、直してください。

増田 不可分一体の事業に関する環境社会配慮及びその対策についてと。対するが頭で、その後について。

長谷川主査 対策について、いかがですか。

増田 そこを関するにして、その後のところについて。

長谷川主査 及びその対策について。

いかがですか、これで。

作本委員 不可分一体も入っている。

長谷川主査 入っていますね。

作本委員 ありがとうございます。では場所はもう。

長谷川主査 では、これを一番最初に、全体事項の一番最初に持ってきて。

その下、見せてください。

作本委員 「移転数など」にさせていただけますか。「移転数など」。恐らくほかのデータもあるかもしれないので。いいですか、複数になっても。

長谷川主査 下のほうを見せてください。

谷本委員 今のは社会環境のほうに落としたらどうですか。

長谷川主査 これはどこに入っているんですけど。

谷本委員 全体事項に入っています。

長谷川主査 そうです。社会環境のほうがいいですね。

谷本委員 代替案に入っています。

長谷川主査 代替案、社会環境のほうがいいですかね。社会環境にしましょう。そのとおりだと思います。

ありがとうございます。

下に行きまして、これですね。

谷本委員 汚染のところですね。

長谷川主査 これは今どこでしたっけ。

谷本委員 汚染対策、自然環境のところですか。

長谷川主査 大丈夫ですね。

作本委員 「について」が2回かぶっているんです。

長谷川主査 「内容を」ではないですか。これでいいですか。

作本委員 カメルーン政府も入っていましたよね。カメルーン政府も実施機関に入っていましたよね。そうすると今、だぶりが生じるね。

塩田委員 もとのところに、初めてカメルーン政府というのが出たでしょう。

作本委員 初めてですね。

塩田委員 作本先生の、実施機関.....

長谷川主査 それはちょっと、後でまとまったときに取りましょうか。今日の段階だとまたあれでしょうから。このあたりはよろしいですか、騒音・振動のところは。

その下が、これは今、どこに入っているんですけど。

谷本委員 これは自然環境のところですか。

長谷川主査 自然環境ですね。両方にまたがりますけれども。

谷本委員 一つの案は、全体で入れるか、それとも一番最後のその他に入れるかというところなんですよ。まだ先ですから、そういうのもあり得るということですね。それは主査のほうで。

長谷川主査 これはどちらかという、自然環境と社会環境、どちらをイメージされていますか、谷本委員は。

谷本委員 私は社会環境のほうを。

長谷川主査 では、社会を自然の前に持ってきて、社会・自然環境面として、社会環境のほうに入れたいらどうですか。

谷本委員 それでも結構です。

長谷川主査 これは社会環境のほうに入れてください。

谷本委員 要するに住民側という、住民にという。

長谷川主査 その下のほうはいかがですか。インベントリ……ここだけ環境レビュー時と出てくるんですが、どうでしょうか。ほかは環境レビュー時という言葉は出てこないです。これは全ての助言が環境レビュー時にやることですもんね。基本的にはね。

篠田 基本的にはそうですね。

長谷川主査 基本的にはね。ですから、ここだけ環境レビュー時を入れなくてもいいのかなと思ったんですけれども、どうですか。

二宮委員 多分、その時系列が、少しここは逆転しているので、あえて入れたんですけれども、なくても別に、そこに違和感があれば取ってもらっても構わないと思います、個人的には。インベントリ調査が、すなわち環境レビューの後に来てしまうのでという。

長谷川主査 なるほど。それなら入れておきましょうか、環境レビュー時。

その下のほうが。広域的な自然環境保護。広域的な。

作本委員 ちょっと言葉足らずな感じがするんですけれども。

長谷川主査 広域的な自然環境・生態系保護。生態系という言葉を入れたら、より。

作本委員 そのほうがわかりやすいです。

長谷川主査 生態系保護。

谷本委員 今のは私のやつに重なりませんか、上のほうに。

長谷川主査 どの辺でしたか、上のほうというのは。

谷本委員 二つぐらい前です。

作本委員 あの項目の中に一緒に入れて。

長谷川主査 これですか。

谷本委員 8項目のところがありましたよね。ここのところとうまく。

長谷川主査 そうしたら、ここは社会環境だけ残しておいて、先ほどの、自然環境ということで位置づけて。

作本委員 すごい言い方を変えるようになってきてしまう……

長谷川主査 そこは割り切れないですかね。社会環境の。

谷本委員 ここはものすごく大きく言って。

長谷川主査 自然環境も含めて。では、この中に先ほどの話も含まれると。

谷本委員 含まれるのではないかなと思いますけれども、うまく、では主査のほうで。

長谷川主査 では、これにしましょうか。先ほどのところは一応消しましょう。ここですね。これを消すという。

谷本委員 これをうまく、では主査のほうで。

長谷川主査 もう消しました。

次はいかがですか。

谷本委員 これはいいでしょう。

長谷川主査 いいですか。その下が。これで結構だと思いますが、その下が住民移転。これは、上のほうは今、どこに載っているんですか。住民移転、社会環境のほうですかね。ただ、中身が廃棄物、水質汚濁になっているから、どうなんだろう。汚染のほうがいいのかな。

二宮委員 環境のほうがいいかもしれない。自然環境。

長谷川主査 そうですね。では自然環境とかいう、環境対策のところですか。そちらに移してください。

作本委員 「ように」というのと「よう」が並んでいるから、ちょっと文章が。

長谷川主査 どこですか。

作本委員 発生しないよう。

長谷川主査 「ように」、そうですね。問題を防止するため。発生しないようにではなくて、防止するため……移転時の整備を行われるようというのは要りませんか。整備を実施機関と協議の上。整備について、整備についてですね。移転時の整備について、実施機関と協議の上、合意をすること。ますます変な日本語になってきた。では、最初のところは戻しましょうか。環境問題が発生しないよう、環境問題が発生しないよう、移転時の整備について、実施機関と協議の上、合意すること。とりあえず、これで。また後で直しましょう。

その下はいかがですか。よろしければ、では次、お願いします。その下、お願いします。

作本委員 これは全区間というのは言い過ぎですか。確認程度なんだけれども、ほかのやるところは、あまりにJICAさん、何を言うんですかと言われたら、困ってしまう。こういうのはちょっと……全体を含めての区間。

篠田 あえて全区間と言わなくも、「本事業」で言っているのではないかなと思うんですけれども。

作本委員 融資で限定をつけますか、先ほどのJICA融資区間についてというのが…

…

篠田 ご趣旨はJICAの融資区間以外もしっかりと補償がなされるということをおっしゃられていると思うので、そうすると、JICA融資区間と言ってしまうと、狭まってしまうと思うので、「本事業」ですかね。

長谷川主査 全体。

篠田 他ドナーが行う。

作本委員 「全体について」ぐらいでいきますか。

長谷川主査 ここで言われている全体というのは、この600キロではないんですね。フェーズ1だけですか。フェーズ1の二百数十キロだけですか。そういう趣旨ですか。

作本委員 というのは、でこぼこの補償額が適用されるとうまくないと思ったんですけれども。

長谷川主査 ではフェーズ1のみということ。

作本委員 フェーズ1のみです。

篠田 「他ドナーが実施する他区間についても」とか、そういうことですか。

作本委員 抽象的な表現でも構いません。

長谷川主査 それで、世銀のレベルというのは、合意しやすい……

作本委員 この回答に書いてあるんだけれども、世銀の同等レベルが一番いいとは限らないですね。

篠田 JICAガイドラインというのが世銀のガイドラインに準じた形での補償及び支援をすることという形に、ガイドライン上になっているんですね。

長谷川主査 アフリカ開銀は当然世銀と。

篠田 はい。世銀と同等レベルのガイドラインを持っていると。

作本委員 世銀って出してしまってもいいものなんですか。

篠田 ちょっともそこは若干、どう表現するのが一番いいかなと考えた部分でもあるんですけれども。

作本委員 国際レベルみたいなものですか。国際機関レベルぐらいで。

増田 同等レベルのガイドラインを使っていますというのは言えると思うんですけれども、個別に補償支援が世銀と同等ですということを説明できるかというところがちょっと、もしかしたら全般的なことを申し上げなければいけないとなると、やや相対的に難しい部分を含むかなという気がしたんですけれども。

長谷川主査 ちょっと世銀を持ち出すのは苦しいですね。

篠田 補償や支援に差が出ないということが、まず一番大事ということですね。だから、他ドナーが実施する区間について、補償や支援の差が出ないよう。

長谷川主査 同等レベルと単純に言ってしまうとまずいんですか。「についても同等レベルの補償支援が実施される」と。つまり、JICAでやったものと同じぐらいという、そういう意味ですけれども。

作本委員 JICAをベースにしてということですね。ここが高かったらどうでしょうか。

二宮委員 これはでも、むしろ差が出ないというか、出せないですね。

篠田 ええ。基本的には出ない、出せない、出ないものというふうに認識していますし、それが著しく低いというのは、我々の参画している以上、ないというふうに認識しています。

長谷川主査 では、不平等な補償支援が実施されないよう。

篠田 「乖離のある」とかにしますか。乖離のある……

谷本委員 補償支援の内容でいいのではないですか、そこまで。

作本委員 僕が気にしているのは、国際機関が援助するときはレベルが高いんでしようけれども、このカメルーン政府が補償する場合に、自分の国の国内予算との関係で、ここまで出せませんよと、うちの水準、ここですよということで、下げる可能性があるんで、ちょっと圧力をかけていきたいという、国際機関とかJICAは高いままなんです。相手国政府のほうが値切ってくる可能性が一部あるのではないかなという気がするんですけども。

篠田 「補償や支援に乖離が出ないよう」とか。

谷本委員 少なくともこれは全部カメルーン政府の負担部分でしょう、ドナーは要するに見ているだけでしょう、そういう面では。融資対象ではないですからね。融資対象にしていますか。

篠田 していません。

谷本委員 JICAは当然しないし、他のドナーもしないですし、ですから、差は出ないはずですよ。

作本委員 わかりました。では文章自体、要らないかもしれない。

長谷川主査 では取りますか。

作本委員 取ってください。

長谷川主査 ここは松下委員、環境レビューを入れましょうか、このまま。それとも……

松下委員 あったほうが明確かと思いましたが。

長谷川主査 ではこのまま。

ではその下のほうもお願いします。これが最後ですか。

一応見直しをさせてもらいました。まだまだ修正が出てくると思うんですけども。

塩田委員 29番。

長谷川主査 29番、もう一度。

塩田委員 住民移転・生計回復策と書いてある、策は要らないのでは……これはちょっと日本語が変なのは。住民移転・生計回復の対象者は実施機関に申し入れること、これの主語は何だろう、誰が実施機関……

増田 住民移転の対象者が、苦情申し立て手続を理解できるよう……でもそうか、それでまた丁寧に周知することになってしまうんですね。

塩田委員 普通はできるように、丁寧に周知するよう、「よう」が二つ続いてしまいうけれども、実施機関に申し入れるということでしょう、本当は。

長谷川主査 では、ちょっとこの辺は考えていただけますか。この辺はJICAさんのほうでいい文章を考えていただいて、お願いします。

塩田委員 もう一つ、作本委員の点、今までずっと実施機関と来ていたのが、カメルーン政府というのが入っていて。そこだけ入れていいの。可能なの。

篠田 多分、そこは回答の部分なのではないかなと思うんです。助言の部分ではな

くて、回答の部分にカメルーン政府というのが入っていた……これが、これですか、すみません、そうですね。ドナーや実施機関、実施機関ですね。すみません、実施機関です。

長谷川主査 ほかにはよろしいですか。

どうぞ。

塩田委員 もう一つ、谷本先生ので、ドナーというのが二つ入っていたと思うんですけども、何番だったかちょっとわからないけれども、ずっと下げてくるとわかる……どこだったかな、ずっと下だったと思います。もっと下だと。すみません、番号をちゃんと。これではない……いいか、これは。いいですね、すみません。

長谷川主査 これはいいのではないですか。

作本委員 ちょっと待って、他のドナー区間と歩調を合わせていたドナー及びって、やっぱりだぶっていない……ドナー区間でいいんですね。

長谷川主査 いいのではないですか。

作本委員 わかりました。

谷本委員 他ドナー支援区間かな。はい。

長谷川主査 はい。やり出すときりがないので、一応この辺でストップさせてもらいたいと思いますが。事務局を非常に信頼しておりますので、日本語の再考はよろしくをお願いします。

谷本委員 我々は主査を信頼しております。

長谷川主査 主査はとんでもないので、今回は。

来週ぐらいになりますか。

篠田 スケジュール感を申し上げます。本日が11月10日月曜日ですので、明日までに本助言案を皆様にお送りいたします。それで、本助言案については、12月1日の確定でして、まだお時間ございますけれども、便宜的にですが、例えば11月24日月曜日、2週間とりまして、24日までにメール審議をいただくということでいかがでしょうか。もし時間が足りなかったら、ぎりぎりまでやっていただいて結構なんですけれども、便宜的にここで締めさせていただくという形にさせていただければと思います。12月1日の確定ということで目指しておりますので、よろしく願いできればと思います。

谷本委員 11月24日は休みです。

篠田 失礼しました。そうですね。そうしましたら、25日にいたします。失礼いたしました。大変申しわけございません。

長谷川主査 それでは、そういうスケジュールでよろしく願いいたします。

何かこれ以上ございますか。

増田 一言だけ最後によろしいでしょうか。長い時間、貴重なお時間をちょうだいしまして、ご助言賜り、ありがとうございました。今回、冒頭にもご説明申し上げましたとおり、アフリカ開発銀行とのジョイントによる協調融資ということで、かなり

従来ご検討いただいていたものと趣が違うところも多くあったと思いますし、我々も今日いただきました提言を踏まえまして、ご助言を踏まえまして、今後、冒頭申し上げましたとおり、アフリカ開発銀行との協調融資を今後も拡大していくことになっていきますので、できるだけ今後の検討にも反映させていただくように努めたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

長谷川主査 ちょっと主査から今回の感想ですけれども、言わせてもらって、1週間前に資料をいただいたと思うんですが、いつも環境レビューの審査のときに思うんですが、ちょっと時間がないというか、ボリュームが多過ぎるというか、今回は特に訳したものを訳したという形になっていきますので、担当部署も、あるいは審査部もなかなか時間も取れなかったことからもあるように、我々自身ももっとも時間が足りなくて、一応今、ルールの中では7日ワーキングデー前に我々がいただくという話でしたか、こういった資料は。何かルールがありましたよね。

篠田 2週間前に。

長谷川主査 今回も2週間前にもらいましたか。

篠田 はい。

長谷川主査 もらっていますか。

谷本委員 開かなかったんです。その問題が。私は古いパソコンを立ち上げて。

長谷川主査 二つの報告書、合わせて600ページあるものですから、ルールはルールとして、皆さんも大変だと思うんですが、ひとつよろしく、前もっていただくと、より細かに見られると思うので、よろしくをお願いします。

篠田 いただいたコメント、毎回いろいろなところでいただくところで、やはりルールとしては2週間前という形で、なかなか我々もぎりぎりのスケジュール感でやっている中で、ちょっと詰めるのは難しいというのは正直なところなんですけれども、今回のように複雑に入り組んでいる形、またはドナー間が入り組んでいるという形では、今回は最初に説明資料という形でご用意させていただいて、なるべく皆さんのご理解が至るようなことというふうなことで工夫をさせていただきましたけれども、今後もこういった案件はふえてくると思いますので、我々のほうで補足資料をつけるとか、ご議論をしやすいような形で、我々も業務主管部のほうに働きかけていこうと思っておりますので、すみませんが、ちょっとその部分はご理解をいただきながら、進めさせていただければと思います。

どうもすみません、長い間、ありがとうございました。

午後4時56分閉会